

2002年3月

女性と司法 裁判と女性

第2回国際専門家会議 報告書

2002年1月19～22日
京都

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)
2002年3月発行

目次

第2回女性と司法国際専門家会議

概要報告

第1セッション	1
第2セッション	3
第3セッション	5
第4セッション	7

京都宣言	8
------------	---

報告

アルジェリア	「刑事事件と裁判手続きにおける女性被害者」	10
	ライラ・ゼロウギ	
マレーシア	「刑事事件と裁判手続きにおける女性」	17
	ザリアナ・アブドゥル・アジズ	
スリランカ	「名誉犯罪と名誉ある裁判」 サーマ・ラヤカルナ	25
日本	「裁判と女性」 谷口 真由美	35
フィリピン	「民事事件と裁判における女性」 リタ・ヘニーロ	40
インド	「インドの家庭裁判所の試み」 ニルマラ・パンディット	47
中国	「香港における弱い立場におかれた女性に対する 法的保護」 マーガレット・ヌグ	55

参加者名簿	62
-------------	----

「女性と裁判」専門家会議概要報告

2002年1月19日-23日 於京都

アジア女性基金は裁判制度における女性の状況について情報を共有し、論じ合い、学び合うことを目的として、アジア太平洋地域専門家会議を京都で開催した。この会議の焦点は、法制度の下で被害者だけでなく被疑者ともなった女性の状況を浮かび上がらせることにあった。参加者はそれぞれ自国の民事、刑事裁判手続きで得た広範な経験を持ち寄った。法制度を女性にとって身近なものにするために、自国で取られている最善の方法を参加者がそれぞれ紹介した。その結果、普通の女性は貧しく、情報も持たず、弱い立場にあることが分かった。法制度と裁判制度の下で、女性の保護を向上させるべく、国が一定の手段を講じるよう求める宣言が、参加者によって起草された。

京都會議事録

冒頭挨拶 (横田洋三教授)

参加者に歓迎の辞を述べ、「女性と司法」という幅広い範囲で行ってきた一連の会議の主題について説明した。今回の会議の主題は「民事および刑事裁判手続きにおける女性」であることが説明された。この主題は以下の項目に沿って取り上げられる。

- a. 被害者としての女性
- b. 容疑者としての女性
- c. 裁判手続きにおける女性

第1セッション

ライラ・ゼロウギ (アルジェリア)

提出論文「刑事事件と裁判手続きにおける女性被害者」

発題要約

女性の社会的地位が弱いこと、伝統的に不利な立場、構造的な不利によって、女性は被害者となりやすく、また刑事裁判制度でも弱い立場に立たされる。とりわけアルジェリア刑事裁判制度は、刑事訴訟で女性を公平に扱うことも有効に保護することもできない制度であることが目立つ。刑事裁判制度における女性の処遇を改善するため、いくつかの勧告を行いたい。

「女性の保護拘置」の事例をとくに取り上げる必要があり、これは国連特別報告者の中の女性に対する暴力に関する報告者と移民に関する報告者双方が関心を抱いている。保護拘置の下に置かれた女性が、他の犯罪者とともに獄に入れられるという現象である。本来は女性を人身売買から守るために行われた。また一部のイスラム教国では、刑期を終えた女性は実際には釈放されない。保護すべき男性家族が彼女を連れにこないからである。話し合いでは、女性は裁判に訴えることはできてもさまざまな障害に直面することが、参加者の経験を通して語られた。

フィリピンで行われている実験として、女性被害者が法廷で自分の経験を語っている間、被疑者は席をはずすというやり方がある。しかし、どこか他の場所にいて、被害者が語っている様子も見ていることは分かっている。この方法は裁判手続きがもたらすトラウマを弱めるのに役立つ。スリランカでは、被害者女性の証言はビデオで記録され、裁判でも用いられる。一般に、反対尋問は女性にとって非常に不安である。したがって、弁護士や裁判官が女性の経験に敏感になり、被害者女性の権利保護にとって最善の方法はなにかを理解することが肝要である。

英米法に基づく国では、被害者女性と弁護士は民事と刑事の両方で裁判手続きに参加できる。被告人と検察官が対等な訴訟当事者主義の裁判制度ではない場合のように、判事に呼ばれたときにのみ参加するわけではない。しかしながら、マレーシアでは女性は上訴することすら認められていない。事実、女性は裁判手続きに全面的に参加していないのである。

日本では、レイプや性的虐待の場合、女性が事実を受け入れ起訴に同意してはじめて起訴できる。時には、被害者女性の家族が起訴に反対することもできる。しかしながら、被害者が身体的傷を負った場合は、被害者の同意の有無にかかわらず、告訴につづいて起訴できる。性的なからかいや性的嫌がらせに関して、過去の警察は訴えを確認さえしなかった。しかし、今では警察もこの問題をまじめに受け止めている。裁判にかけられ、法廷で理非を問われ裁きが行われるようになった。警察は裁判前の1ヶ月間、被告を捕らえておける。アルジェリアではこのように被害者の同意なしに起訴できないという決まりはない。レイプは犯罪である以上、起訴はされるだろう。しかし、姦通の場合は同意が必要とされる。被害者を助けているNGOが起訴に際しても女性を援助できる。レイプ被害者を守るため、被害者はレイプ事件の発生から5年以内は通報できる。その時点で被害者が未成年であれば、両親の許可が必要である。マレーシアではレイプ事件は犯罪とみなされるので、許可は一切必要ない。しかし、近親姦となると状況は一筋縄ではいかない。被害者の話を両親が信じないときは、未成年の被害者は両親の許可を求めるべきがない。さらに、未成年の被害者が起訴を取り下げるよう家族内で圧力を受けていれば、精神的傷を負う可能性もある。

香港ではすべての犯罪は社会に対する不正であり、被害者の許可は必要としない。しかし、被害者が協力しない時は、法廷での事件の立証は難しくなる。証言するにあたっての不必要な障害はできるだけ取り除くことが計画されている。当を得た告訴がなされたら、警察はそれを確認しなけれ

ばならない。しかし、裁判が行われ被告を処罰できるかどうかは、実際に通報された違反行為にかかっている。こうした違反行為が通報もされない地域社会が少なくない。地域から追放されることを恐れたり、家族のプライドを傷つけないためである。

人身売買事件では治外法権を是認している国々もある。アルジェリアも治外法権を認めているが実施されていない。どこの国であれ罪を犯したアルジェリア国民は、外国で裁判にかけられない場合は、アルジェリアで裁くことができる。二重の危険(同一犯罪で被告を再度裁判にかけること)禁止の原則ないしその他の協定が、このアルジェリアの治外法権法に対して諸国間で結ばれる可能性がある。慣習法をもつ国の大半は、とくに治外法権の執行が難しいとき、これを奨励していない。日本ではとくに児童の性的虐待事件に関し治外法権の適用を推進している。しかし、警察は捜査範囲を屋外に広げることに乗り気ではない。

第2セッション

ザリアナ・アブドウル・アジズ (マレーシア)

提出論文「刑事事件と裁判手続きにおける女性」

発題要約

道理をわきまえた人としての男性の視点ではなく、道理をわきまえた人としての女性の視点で見ることの重要性が強調された。男性の視点が女性の視点と異なることはすでに実証済みである。

マレーシアでは、既婚女性が夫を告訴できるのは、財産への侵害に対してのみであって個人への侵害ではない。夫は身体的虐待を続けてもかまわないのである。さらに、女性は被害者になったり夫に攻撃されても家族の責任、共同体の名誉を守ることを義務づけられている。レイプについては、強制的性交だけが認められる。しかし、性交を伴わず、さまざま意図で行われた場合でも、女性にとってはレイプされたと同じである。さらに、法律は反復性の犯罪を認めていないが、繰り返し行われるのが家庭内暴力の場合ほとんどである。

香港では、レイプは合意によらない、ないし不法の性交とみなされているので、夫婦間レイプの問題は難しい問題となる。結婚生活では、女性は夫に対し必ず性交を許すものと期待される。法改正がないまま、裁判所はすでにこの問題について法的観点を確立している。残念ながら、警察はこうした法的解釈を聞いていない。しかも、警察が法を執行するにあたって法律を理解することが重要である。スリランカの場合、夫婦間レイプを認めず、夫と妻が法的に別れている場合にのみ認めている。

一方アルジェリアでは、不法の性交はレイプの理由となるが、その基準は暴力の有無である。異

常な性交については、夫が妻に強制した場合、夫婦間レイプとみなされる。状況によっては、反復性の有無が立証の条件となる。フィリピンの法律では、法的離別の有無に関わらず、夫婦間レイプという概念が法に組み込まれている。

日本では家庭内暴力に関し新しい法律が成立した。しかし、別の件で法廷は、夫に性交を同意するのは既婚女性の義務であるとする裁定を下している。暴力を理由に家を出て避難先を求めた女性は、裁判所から家に戻って夫と話し合い、その後離婚手続きを取るよう求められる。夫婦間レイプは日本ではまだ犯罪とみなされていない。家庭内暴力法によって、配偶者間の暴力という考えができれば、夫婦間レイプもそこに含みうる。

サーマ・ラヤカルナ（スリランカ）

提出論文「名誉犯罪と名誉ある裁判」

発題要約

名誉殺人事件では、女性が自分の選んだ相手と結婚する、ボーイフレンドを持つ、ラジオに曲をリクエストすることまで概念が広がってきた。ここではたいてい殺されるのは女性で、時には男性が自分の代わりに女性の家族に補償を払わされることもある。家族が少女や壮年に自殺するようそそのかしたり圧力をかけることもある。名誉殺人はイスラム教国だけに限られない。女性は裁判を求めることもできず、いのちを奪われ、なんの救済方法も持たない。名誉殺人を行った家族でもごく軽い処罰しか与えられない。名誉殺人の被害者を守るための支援体制はまったくない。とりわけ国がなんらの措置も講じず、こうした暴力が密かに行われているところでは、これに対応できる国際法を確立する必要がある。

名誉殺人は重罪であるが、これに対する取り組みはほとんどない。驚いたことに、ことは名誉殺人を行う男性に有利に働いているように見える。この犯罪は被害者女性に対してではなく、社会と家族に対する犯罪とみなされている。したがって、社会ないし家族を守るところで、個々の被害者は忘れられる。国家はこの犯罪と取り組む責任を認識し、これを非難しなければならない。人びとを教育する必要がある。事件の多くは危険かつ突然の兆発が引き起こしたものではなく、当事者は状況を認識している。名誉殺人は計画的行為なのである。

フィリピンの裁判所はデスティエロの実施を採用している。妻が別の男と性交しているところを見つけたため妻を殺した人間に対し、罰として行動を一定地域内に限定するのである。女性が虐待者に激しく抵抗した場合は、裁判所は必ずしも軽犯罪とはみなさず、禁固刑を言い渡すことも多い。

家庭内暴力や名誉殺人といった迫害から身を守るため、女性は時に他国に逃げる必要が生じる。

この殺人を名誉殺人と立証するのは非常に難しい。裁判官や地域社会がこうした慣行に対する感性を養う必要が早急にある。その土台は強固な家父長的価値にあると考えられている。宗教的原理主義がこうしたやり方を正当化し、根絶やしにすることを難しくしているため、こうした慣行はさらに永続化するのである。

第3セッション

谷口 真由美（日本）

提出論文「性犯罪に関連する刑事裁判と日本女性の状況」

発題要約

ここでも、女性の権利に関し警察、裁判官、社会にいくつかの偏見があることが繰り返された。多くの場合、事件の裁定、その後の処罰の決定にあたっては、被害者の性的経歴が考慮に入れられる。さらに、裁判の裁定から、裁判手続きの間で被害者あるいは被疑者であれ女性が行った供述が信用されていないことが伺われる。女性についての理解を深める必要がある。日本では夫婦間レイプはまだ認められていない。しかしながら、最近になり司法研修にジェンダー意識の向上が取り入れられるようになった。

あらゆるレベルの正規教育制度にジェンダー意識の向上が組みこまれるべきである。ジェンダー差別に基づく態度が間違っていることに関心を向ける必要がある。しかし、ほとんどの人は幼い時から教え込まれているので、とくにこの点に焦点をあてなければならない。メディアがこの点で前向きに取り組むことを促したい。近親姦の場合、少女がその行為を間違っていると理解せず、成長するまでその意味がわからないため、とくに深刻である。

リタ・T・ヘニーロ（フィリピン）

提出論文「民事事件と法廷での女性」

発題要約

カトリック教会の影響が強く、社会も伝統に縛られているフィリピンでは、離婚法は存在しない。しかし、夫が結婚生活の責任を果たせない無能力（身体的であれ精神的であれ）という広範な枠組みで、女性が結婚の解消を勝ちとる場合は少なくない。別れたあと結婚の解消が決まると、女性は自活しなければならない。裁判所が結婚の無効を宣言する場合もある。裁判所での裁定が下されるまでにはかなりの費用がかかる。しかし、配偶者どうしで非公式の協定を結ぶというやり方もある。結

婚した後に取得した財産に関し、限定的な関係を保証しておくためである。現在、この方法は、結婚している間に取得した財産は配偶者の共有財産とする点で、十分確立している。

結婚の解消がもたらす大きな影響は、生まれた子どもが非嫡出子をみなされることである。しかし、姦通関係の場合は、財産と子どもの保護権は子どもにとって最善の利益に基づき決められる。

イスラム法では姦通はすべて違法であり、子どもの存在は認められない。一般に、非嫡出子は父親の財産の半分をもらうが、日本の場合はこれが変更されつつある。フィリピンでは非嫡出子は父親の財産の半分をもらい、父の姓も名乗れる。かつて非嫡出子は母親の姓しか名乗れなかった。インドの場合は、すべての子どもが嫡出子となるが、結婚は非合法のこともある。養子に関しては、女性が養子进行をもらうことは可能だが、子どもに夫の姓をつけたいときは、家族の同意が要る。

ニルマラ・パンディット（インド）

提出論文「女性と裁判：インドの実験的家庭裁判所」

発題要約

インドでは実験的に家庭裁判所が設置された。その目的は制度としての家族を守ることであり、保持紛争解決の手段として和解を強調することも、この裁判所の目的に含まれる。離婚および子どもの養育と保護となると、女性は圧倒的に不利な立場に立たされる。家庭裁判所は女性に必要な自信と支援を与えることが求められることから、弁護士働きを阻止し、弁護士という媒介者なしに物事を運ぼうとする動きがあった。しかしながら、インドの大多数の女性はいまなお読み書きができない上、読み書きのできる当事者でも法律用語を理解し把握するのはあまりに難しく、弁護士なしに裁判手続きを行うことは困難であることが直ちに判明した。家庭裁判所は問題を裁判当局に持ち込む前に、カウンセラーやソーシャルワーカーがすべてを扱うことを義務づけている。これは時に障害となり引き延ばし構造となることもある。とりわけ、当事者どうしの結婚が「後戻りの出来ない破局」段階に来ているときは障害となる。さらに、カウンセラーといっても個人的関係や子どもを含め家族におよぼす影響について十分理解しているわけではない。家庭裁判所であっても、すべての裁判官や弁護士、カウンセラーが女性の受けている被害について、法律の字句と精神を本当に解釈できるほど分かっているとはいえない。

香港の家庭裁判所は、当事者どうしが考え直し、自分たちの間で和解するために必要な時間を与えるという点で、非常に力づけられるものである。カウンセラーの役割を減らすという考えもあったが、その役割が有益であると立証され、そのまま続けられることになった。

日本の場合、双方が合意すれば離婚が認められる。しかし、実際には当事者は対等な立場で意思決定しているわけではない。意思決定を含め家族問題では女性の立場は弱い。子どもの養育と保護に関して現行法はすでに時代遅れである。一般に、結婚を維持する責任は女性に負わされる。子どもの保護権は女性を取得する。結婚している間も妻と夫の財産はたいていの場合、別個に分けられている。しかし、離婚すると女性は夫の年金を平等に受け取れない。

アルジェリアで個別の所有権が存在しないのは、大多数の女性が稼ぎ手ではないからである。夫婦で得た財産や家でも、女性の貢献は認められていない。イスラム法の下では、女性が離婚するのは容易ではない。弱い立場のまま、虐待を伴う結婚を続けることになるのである。

マーガレット・ヌグ（香港、中国）

提出論文「香港における弱い立場におかれた女性に対する法的保護」

発題要約

社会で弱い立場に立たされているがゆえに、女性は差別されるだけでなく圧倒的に不利な被害を受けている。中でも香港へくる外国人家事労働者の大半がもっとも弱い立場にあることが判明した。彼女たちの多くは長年香港に居て、労働法等の保護も受け、最低賃金も保障されるなど、保護措置は講じられている。この最低賃金は必ずしも生活賃金ではない。こうした労働者は仕事を辞めない限り裁判所に訴えることができない。しかし、辞めてしまうと、訴訟が続いている間は働くことができない。したがってさらにみじめな状況に追いやられる。

第4セッション

参加者は慎重に議論し、宣言を採択した。



「裁判と女性」京都宣言

法的戦略

A. 実体法

1. 保護 — 女性は人身売買やこれに似た虐待からの保護の名目で、自らの意思に反して拘置されるべきではない。
2. 女性の後見人としての男性の概念 — 成人した女性が拘置を解かれる場合、男性後見人の保護を唯一の条件にすべきではない。
3. 個人法 — 離婚および結婚の無効を求める場合、夫と妻の双方が同じ理由をあげることができるべきである。
4. 起訴には被害者の同意が必要とされる国があるが、こうした慣行は退けられるべきである。
5. 女性に関わる法律は女性の視点を認め、尊重しなければならない。
6. 女性に対する犯罪において、名誉を正当化ないし軽減要因とすべきではない。
7. 夫婦間レイプを違反行為と認めるべきである。
8. 保護下のレイプ事件では、保護責任者に弁明する責任があると推定される。
9. 女性に対する暴力の被害者、とりわけ社会宗教的な違反行為の被害者は安全な避難所を与えられる必要がある。
10. 家庭内暴力は個別の犯罪として認められるべきである。
11. 配偶者間暴力には幅広い解釈が必要である。
12. 嫡出子と非嫡出子をいっさい区別すべきではない。嫡出であろうとなかろうと、同じ権利を与えられる資格がある。
13. 夫婦の財産、夫婦の家という概念を離婚や扶養問題において発展させる必要がある。
14. 家庭裁判所の機能は、単に制度としての家族を守り、家庭紛争の当事者の和解を奨励するだけでなく、家族を構成する個々人の保護も含むべきである。
15. 女性を含め弱い立場の人々が裁判に訴える際の障害、たとえば裁判や弁護士のコスト、言葉の壁、手続きの遅れ、根深い偏見などを取り除く必要がある。
16. 家族を守る責任は男女平等にある。
17. 法律の発布は、国連人権法の下での政府の国際的義務を実施に移し、とりわけ女性にとって差別的な法律を撤廃するものでなくてはならない。
18. 暴力とくに威嚇や復讐の被害者となった女性を保護するため、特別規定を設ける必要がある。

B. 訴訟法

1. 証拠 — 女性に対する犯罪の加害者を女性が進んで通告し、証拠を提出できるよう、裁判の前、期間中、裁判後の保護を確実に与える必要がある。たとえば、ビデオによる証拠提出、判事の私室での審問、身元の非公開、加害者のいない法廷での証言などなど。
2. 証拠 — レイプその他の性犯罪の被害者について、過去のセックス歴を加害者の犯罪立証に関連させるべきではない。
3. 補強証拠 — レイプその他の性犯罪の立証に補強証拠を求めるべきではない。
4. 被害者と弁護士は刑事裁判への参加を認められるべきである。
5. 治外法権 — 自国民が外国で女性に対する犯罪事件を起こした場合、2重の危険(同一犯罪で2度裁判を行うこと)の禁止に反しない限り、国は領土範囲を越えて国内での裁判権を拡大するよう奨励されるべきである。

C. 法の施行

1. 警察および法執行当局者は女性に対する暴力事件に対し敏感になり、即座に行動に出るよう励まされるべきである。

法律以外の戦略

1. 妻子を扶養する法的責任について、社会とくに男性の意識を高めること。
2. 男女を平等に尊重するという感覚を養うこと。
3. 社会的弱者としての女性には特別の保護が必要であることを、弁護士、検察官、裁判官、法執行当局者、医療関係者、社会一般に十分意識させること。
4. メディアが意識を高め、女性保護について前向きな立場を取り、マイナスでしかないステレオタイプの描写は避けるよう奨励すること。
5. 政府と NGO の連携を深め、被害者と証人にシェルター提供、法的助言の提供と時機を得た支援を行うなど、裁判をより身近なものにすること。
6. 弱い立場の女性集団への支援を評価し、適切な法改革を行うため、データ収集と研究を促進すること。

ライラ・ゼロウギ

下級判事、国連小委員会および専断的拘置に関する作業部会メンバー、アルジェリア

序論

犯罪被害者になった女性と刑事裁判制度におけるこうした女性の立場、とくに刑事訴訟における立場は、いくつか根本的問題を考慮に入れない限り扱うことはできない。こうした問題によって女性は、複雑な刑事訴訟に直面したとき、他のどの被害者よりも弱い立場に立たされるのである。

こうした問題は女性の立場が弱いことと関連しており、それは女性の社会的立場の不安定性、先祖伝来の不利な立場、家族は社会の中で受ける構造的差別、司法運営が通常に機能するなかで再生産している差別に起因する。このように女性を見下すことが結果として女性を弱い立場におき、女性や少女をねらった具体的犯罪を発生させるのである。刑事裁判制度はこの性特定の犯罪行為について理解を欠いたり無視する理由は、世界中の女性が歴史的に暴力に耐えてきたこと、社会的、心理的に間違った認識があることで、そのため女性を的にした暴力がもつジェンダーを特定する犯罪が常に認識されると限らないのである。¹

女性が犯罪被害者になることについてのこうした間違った認識に加えて、組織、刑事裁判制度の運用、刑事裁判一般における被害者の立場、とくに被害者が社会的な弱者、恵まれない人びとの場合に関連する構造的問題がある。

女性被害者の問題を十分に理解し、とくに女性と少女に向けられた犯罪に対する裁判の改善に役立つ具体的措置を提案し、犯罪の防止と公正な裁きという分野で有効な保護を保証する必要がある。そのために以下の問題と取組みたい。

まず最初に、国の刑事裁判制度における被害者の位置と立場を考える。

第2部では、国の刑事裁判制度が弱者に対する公平な扱い、有効な保護を保証できないことに焦点をあてる。とりわけ、刑事裁判で女性が直面する具体的問題を取り上げる。

結論部分では、女性の犯罪被害者の裁判での扱いを改善するための具体的措置を提案、勧告する。

¹ この点に関しては、ケベック女性の地位委員会の意見をまとめた「容認できないことを終らせるために」を参照。Bibliothèque Nationale du Québec ISBN 1993

1. 刑事裁判における被害者の立場

實際上すべての法制度において被害者は刑事裁判では第三者とみなされてきた。裁判を構成する一員ですらないこともある。国の法体系には三つの制度があるといえよう。

——一部の法では、被害者は刑事裁判の前に損害賠償をもとめる民事裁判を起こすことができない。すでに起訴状が裁判所に提出された後ですら認められていない。裁判では女性は普通の証人とみなされ、その結果、証言するとき宣誓しなければならない。これはイギリス、カナダ、アメリカの法律の例である。他方、被害者は審問に参加できない。判事が名誉回復の機会を与えるという例外すらめつたにない。

——第2の法体系は、検察官がすでに起訴を行ってはいじめて、刑事裁判前に損害賠償を求める権利を被害者に対して認める。こうした法体系を採用しているのは、イタリア、スイス、ドイツ、オランダの各国である。この法体系は一般的に被害者が有する適切な特殊性と関連しており、検察側がそれ以上追跡調査しない係争中の事件では、被害者が抗告して上訴裁判所が検察当局に起訴を命じさせることができる。

——さらに、この第2の法体系に東欧諸国の法体系を加えることができる。ここでは被害者はいくつかの機能を果たすことができる。被害者の介入なしに裁判が行われない時は、被害者が私的検察官になることができる。検察官の脇で行動する副次的な検察官となるのだが、起訴が取り下げられた場合、裁判手続きを続行することが裁判所によって認められている。

最後に、被害者は検察当局が起訴を行った後、民事訴訟を行うことで裁判を続けることができる。その後、損害賠償を得る可能性もある。

要約すれば、いくつかの刑事裁判制度（フランス、スペイン、ベルギー、アラブ法）では、被害者が訴訟によって同時に行動できるわけで、検察官の無措置ないし不足を補って問題を法廷に持出したり、介入によって採決することができる。つまり、女性は検察官によって裁判がすでに始まっている、裁判から離れないでいられるのである。²

アラブ諸国については、フランスの制度の影響を強く受けた国は別として、被害者とその家族が犯罪訴追手続きで非常に重要な役割を演じるシャリア法を重視する必要がある。この伝統的役割の生き残りは、いまでも女性が家庭内暴力や「名誉犯罪」の被害者となった場合、女性の利益に反する形で利用されている。

したがって、被害者にとって刑事裁判を起こせる権利があっても、その女性が訴追者とみなされるものではないことを明確にする必要がある。介入は犯罪者の免罪を避けることが目的ではなく、刑事裁判で女性が原告となり、犯罪がもたらした偏見の損害賠償を請求することを許すにすぎないか

² Jean PRADEL: *Procédure pénale comparée dans les systèmes modernes: Rapports de synthèse des colloques de l'ISISC*, sous la direction de Cherif BASSIOUNI. Editions Eres France, 1998

らである。刑事裁判における被害者の権利がその結末を保証するにとどまるかぎり、正確を期することは重要である。釈放や刑の軽い判決、その他裁判書が被告に与える寛大な措置のすべてに、被害者は反対したり争ったりすることは許されていない。

その結果、きわめて有効的な法体制においても、刑事裁判において被害者は、自らの権利や正義の理解に明らかに影響することについて、あくまで従う立場に置かれる。したがって、世論調査も研究者たちも、被害者が自分の申し立てを裁判でどう受け取られているか、刑事裁判制度でどう扱われたかについて、満足していないことが判明した。被害者はしばしば刑事裁判はトラウマ体験だったと述べている。

一方、国際法の強い進めを受けて、被告の権利は引き続き強化され、刑事裁判そのものの不決断をもたらすにいたった。被害者に認められた権利と被告の権利の保護の間では決着しないためである。こうして被告の権利の侵害は起こりにくなり、そのためその裁判の無効をもたらし、被害者の権利が守られないことも、裁判がどういう形で終るにせよ妥協にはならないのである。証拠が裁判で認められないことも、無罪を回避することも関わってこないのである。そうした刑事裁判は、被害者の権利が守られない場合、いかなる制裁制度も提供しない。

刑事裁判における被害者の立場が考えられるようになったのは、1985年に国連総会で「犯罪および権力濫用の被害者と司法原則宣言」が採択されて以来である。この宣言によって、被害者は裁判に出廷する権利を保証され、弁護士の助けを借りる権利、裁判の進展について知る権利、意志決定のプロセスに参加する権利を認められた。

旧ユーゴスラビアおよびルワンダ国際刑事裁判の判例法と国際刑事裁判法が、重犯罪の被害者のために新たな保証を導入した。³ その他いくつかの拘束力をもつ国際的文書も女性を含む一定の弱い立場にある被害者の権利を強化してきた。すなわち、多国籍犯罪組織に対する国連条約と二つの附属議定書「とくに女性と子供の人身売買の防止、抑圧、処罰のための議定書」と「移民の密輸阻止に関する議定書」で、この二つは2000年11月の総会で採択された。いずれの国際法もまだ施行されていない。

こうした前向きの進展によって、大半の国が刑事裁判手続きにおいて、被害者の権利を明確に定義し、国際基準で正式に記されたように被害者に監視する平等な扱いという基本的要素を考慮にいれた仕組み、法的枠組みを作ることに着手した。しかしながら、他の規範や規定とおなじく、実際の適用や実践となると、とりわけ立場の弱い、権利を奪われた人びとを守るということでは、不足や困難が出てくる。

³ これまで下されたさまざまな判決、とくに旧ユーゴスラビア国際犯罪法廷での判決は、国際法廷に法定判例法を発展させる機会を与えてきた。有効性を保証しかつ国の刑事裁判のモデルとなりうる法である。この判例法の貢献として、被疑者と証人の身元を伏せることで彼らを保護したことがあげられる。旧ユーゴスラビア国際犯罪法廷手続きと証拠の規則第69条および第75条参照。

2. 女性が刑事裁判で攻撃されやすい被害者となった場合、その権利と保護はあてにならない

社会的に攻撃にさらされやすく不利な立場にある人々に関しては、女性の権利は不安定で、法律で定められた保護も理論にとどまり有効ではないことが多い。こうした人びとが犯罪の被害者となり、しかもその犯罪が女性を伝統的かつ構造的に劣った者としてあつかうところから来ている場合、ジェンダーを特定化する犯罪を産み出し、女性と幼い少女が狙われるのである。こうした犯罪行為は女性に対して向けられるさまざまな形の暴力を通して表れる。家族内では家庭内暴力や夫婦間レイプ、名誉犯罪、近親姦があり、社会や職場では武装紛争下における女性に対する戦争、攻撃、身体的および心理的虐待、性的嫌がらせ、人身売買、ポルノグラフィ、売春や困窮という搾取がある。

歴史的にかつ世界中で女性は暴力に耐えているため、また誤った社会的、心理的認識があるため、刑事裁判制度ではこれらの犯罪行為が下手に扱われることが多く、夫婦間レイプや性的嫌がらせ、家庭内暴力といった女性に向けられた一定の暴力がもつ犯罪性が必ずしも認識されていない。刑事裁判の複雑さや、上述したような被害者一般が置かれている弱い立場、刑事裁判における弱者差別などによって、女性の立場はさらに弱められている。

こうした差別はよく知られているように、不正義、構造的な不平等というパターン、一部の劣等視される社会層という立場としばしば密接に結びついている。潜在的な差別の被害者はよく知られているし、刑事裁判が、受身であれ共謀してであれ、あるいは法的にも資料的にも資源がないため無能力であるとかかわらず、有効性を欠いていることは、専門家や条約文その他国連が設置したメカニズムによる世界の人権状況報告で厳しく非難されてきた。⁴

この傾向をもたらしているのは一つには、どの社会にも程度の差こそあれ、社会経済、文化、民族、国、政治、物質的特徴に基づく差別的慣行がありながら、これを避けるために必要な備えを法的にも資料的にも持っていない国がほとんどだという事実である。刑法、法的手続きの規則、刑罰の政策に差別そのものが制度化されていることもある。

女性に関しては、刑事裁判制度が女性を暴力から守れず、権利侵害が繰り返されているという批判がしばしば聞かれる。法的枠組みの不備、空白状態は山ほどある。主には、一定の国ぐにで特定のジェンダーに対する一定の暴力を有罪にしないこと、女性に関する差別的理由による罪の軽減ないし情状酌量、常に差別的やり方で適用されるいくつかの条件、一定の申し立てを受け入れたり一定の事実を立証することなどがある。

⁴ 「女性に対する暴力、その原因と結果」に関する特別報告者ラディカ・クマラスワミのさまざまな報告を参照。とりわけ、武力紛争下における国家による、また国家が黙認した女性に対する暴力の報告(1997-2000)(E/CN.4/2001/73)およびバングラデシュ、ネパール、インドへの特別報告官視察報告(2000年10月28日→1月15日)(E/CN.4/2001/73 et add.2)を参照。

こうした不平申し立てに加えて、警察官や検察官、裁判官の態度が性差別として表れやすいことがある。多くの場合、女性被害者は自分の言い分を聞いてもらえず、信じてもらえず、理解もされないという事実を告発している。女性の社会的立場が弱いため、頼みとする法的手続きや救済策が利用できず、有効でもないこと、女性の権利の無視と裁判に対する信頼の欠如によって、女性は加害者に対し訴訟を起こすことを思いとどまるのである。

その他の障害として、あらゆる形の家庭内暴力の被害者となった場合や、多国籍組織犯罪組織の輪に直面した場合、仕返しするぞと脅しを受けることもある。

女性を狙った組織的な国境を越える犯罪は、今や世界中に広がっている。この現象は国によってまちまちの影響を及ぼしており、弱い立場の女性を性的搾取や違法行為に追いやっている。こうした被害者は、人身売買業者や売春斡旋業者があやつるレイプ、攻撃、自由の制限といったさまざまな不当な扱いを受けている。

人身売買された女性が受入国で不法状態になると、母国へ帰されること、追放されることを恐れ、沈黙してしまう。人身売買という現実と比べて、業者に対する訴訟が非常に少ないのは教訓的である。逮捕され強制送還されるのはたいてい被害者の側で、人身売買業者はこれまで通り何の罪も問われず仕事を続けているのである。

国の政策として、こうした問題では例外なく、救済策が講じられる場合でさえ、裁判制度はきわめて緩慢にしか動かず、女性の足を引く張っている。裁判に訴えても勝てるかどうかわからない。裁判官の側に一定の形の女性に対する暴力(家庭内暴力や夫婦間暴力)を心理的問題と見る傾向があるためである。これがそうした暴力の犯罪的性格を弱め、加害者に対する寛大な態度となって表れる。性的虐待や売春による搾取では、被害者側の故意の兆発ないし責任について、一貫したステレオタイプがあることがその理由である。被害者が申し立てられた事実がその通りだと確認できないとか、恐怖にかられているため、裁判所に訴えない場合もある。

とくに被害者がよい弁護士に依頼できない場合、夫や父親、上司、犯罪組織の有力な一味と対決するのは確かに容易ではないし、実際にはそうした場合が多い。一定の刑事裁判手続きでは、暴力がふるわれたことを示す明らかなしるしや医師の証明書だけでは十分ではない。証拠のレベルはかなり高く、目撃証人、警察の確信、警告(被疑者に対して、供述が裁判で証拠として採用される旨の通告)ないし裁判所命令を求めることもある。つまり、申し立てられた事実、とくに夫婦間暴力や性的虐待の真実を示すことは不可能になる。

こうした問題に対処してきた専門家の意見は一致している。世界中どの国でも刑事裁判はしばしばこうした形態の犯罪から女性を守ることができない、と専門家は言う。一定の状況では、被害者はレッテルを貼られたり罰せられるのを恐れて暴力を通報したがいらないし、一部の国では、レイプの原告が目撃証人を連れてこられない場合、逆に姦通罪で告訴される危険がある。その他に、男性が犯す一定の犯罪行為を刑事裁判では扱えなくするため、徹底した措置や女性の権利をそこなうや

り方を用いている諸国もある。これが顕著に見られるのは、いわゆる「保護拘置」で、名誉犯罪や売春、人身売買の被害者になる危険がある女性を救出するための措置である。⁵

であるからこそ、女性を狙う犯罪に対処する刑事裁判制度の能率を向上させ、国際法で定められているように、女性に対する公平は処遇、権利の保護を保証する必要がある、そのために国内と国際の両方で具体的措置が求められているのである。

結論

被害者となった女性の裁判での処遇を改善するために、さまざまな行動を取ることが可能である。こうした行動に必要なのは積極的差別是正措置(アファーマティブ・アクション)であり、女性がいまだに被っている歴史的不正義と構造的差別をなくす方向に行くにはこうした措置が不可欠である。考慮すべき手段として以下をあげておきたい。

- 女性に対して差別的な法律を廃止し、女性に向けられるすべての暴力を犯罪とする。
- 被害者の弱い立場を斟酌し、有効な保護を保証するよう特定の法律を公布する。
- 被害者が刑事手続きの際、有効な法的援助と適切な支援を受けられるよう、法的枠組みを整備する。その中で女性の権利保護団体や組織は訴訟に加わり、裁判前も裁判の過程でも被害者を助ける資格を与えられる。
- 被害者の利益とすべく考慮されている措置に関して、国の刑事裁判制度および地域や 2 国間の協力政策を再考する必要がある。これらはしばしば弱い立場の被害者に刑罰を与えたり犯罪者の免責を保証しているのである。そこで、被害者自身を保護する手段としての「保護拘置」はあくまで被害者の自発性を尊重し、最後の手段として用いるべきである。さらに、保護拘置はなんらかの方法で司法当局の監督を受け、上訴を認められるべきである。一定の事実を証明するための負担、証拠の基準も、検察官と警察双方の貢献と援助によって、再考されなければならない。
- ジェンダーを特定した犯罪の被害者は被害弁償、補償金、名誉回復(更生・社会復帰)を求める権利があるが、刑事裁判においてこの権利を前もって告げる必要がある。これは被害者が自らを原告として訴訟を起こし、民事裁判の前に費用がかかる上に偶然に依存する手続きを回

⁵ 「女性に対する暴力、その原因と結果」特別報告者ラディカ・クマラスワミ(E.CN.4/2001/73 ed add.2)および「移民の権利」特別報告者ガブリエラ・ロドリゲス(E.CN.4/2000/82)はそれぞれが人権委員会に提出した最新報告で、被害者の意欲をそぐこうしたやり方を厳しく非難している。二人はさらに専断的拘置に関する作業部会に対し、それぞれが委託された領土や国を訪れた際見出した問題を考慮するよう求めた。

避するためである。

- 刑事裁判制度には、暴力の被害者や暴力を受ける危険がある人びとの身の安全を、裁判所への出頭を命じられた前も後も守るという重大な役割がある。威嚇行為や報復から守ること、加害者の釈放の時期と条件を被害者に伝えること、女性や少女に対する暴力で有罪となった男性の保護観察を厳しく行うことなどについて考え、法律で認め必要がある。



ザリザナ・アブドゥル・アジズ

弁護士、女性の緊急避難所理事長、マレーシア

法律をめぐる女性の経験

法律および裁判と女性との出会いは、法そのものの成立までさかのぼる。

犯罪事件の被害者となった女性は、往々にして厳しい反対尋問にさらされる。その内容は単に被疑者が告発された事件に関連する事柄だけでなく、被害者の価値観や生活まで事細かく、時には攻撃的に調べ上げようとする。実際、女性がこうした類のことにさらされる度合いは、性犯罪では驚くほど高い。

犯罪の加害者となった女性は、決まってメディアで不当な取り上げられ方をする。メディアも社会も概して、女性でさえ犯罪に走れることに心奪われると思われる。あたかも女性が罪を犯すのは、社会が女性に与えた役割と矛盾しているかのようである。

したがって、女性は法律と密接な関わりを持っているとはいえ、立法への参加となると関わっているとは言えない。本論はこの立法に参加していないことに目を向け、それが女性および法律や裁判での女性の処遇に不利な結果を招いていることを論じる。

法律以前は？

法律はきまって社会の統制、すなわち慣習と信条から発達する。何世代にもわたって慣習的に行われてきたことから、価値体系がつくりあげられ、伝統としてあがめられるようになる。

女性が長年法律や裁判制度と出会ってくる中で、女性をめぐる憶測や神話がふくれ上がり、公式、非公式に法律の中に浸透してきた。

立法者は社会に秩序をもたらそうと願うが、その立法者は自分の経験から引き出した自分の機能を理解しているにすぎない。この理解はまた、伝統、価値、またそれらによる社会の統制によって形成される。ある人の経験がジェンダーという偏見を持った認識や差別から作られていれば、こうした経験が立法の過程に入りこむことはほぼ確実である。

人は経験に基づき自分の理解を作り上げるということを過小評価できない。議論の展開、事実の解釈、宗教的な言葉の引用、他の人の人格評価など、いずれにもそれはあてはまる。

にもかかわらず、立法の過程に参加した人びとの経験が、正誤や善悪の認識に影響を与えていることを、法律は認識していない。立法者であれ判事や弁護士であれ、立法化に参加した人びとは過去においては全員、現在でもまだ圧倒的多数が男性である。

したがって、ジェンダーの偏見や伝統的女性観に満ち満ちていることから、裁判であれ正義を達成するための通常認められた手段であれ、盲目といっても差し支えない。

「道理をわきまえた人(男性名詞)」

容認できる行動の基準を作るに際して、法律は「道理をわきまえた人」という架空の人物を引き合いに出して活気づけている。そうした場合、道理をわきまえた人ならどうするか。どのような反応を示すだろうか。この「道理をわきまえた人」とは一体誰なのか。一般的には、これは架空だがごく普通の人をいう。「道理をわきまえた人」には「道理をわきまえた女性」も入るという議論は成り立つものの、生物学的にせよ環境的要因にせよ性の違いは厳然としてあり、「道理をわきまえた人」が「男性」と「女性」の両方ではありえない。

評価の基準としての平等基準は、男性に対してはその通りに解釈できず、男女の違いを組みこむ必要がある。¹ たとえば、セクシャルハラスメントの事件では、被疑者の行為が攻撃的か、あるいは攻撃的といえるものが争点になるだろう。自信に満ちた男性弁護士ないし判事が攻撃的ないし威嚇的とみなしても、それが必ずしも女性の被害者に適用されないかもしれない。その女性が部下として、同じような発言を行う上司と夜遅くまで一人で働いている場合はなおさらである。

したがって、弁護士が判事に向かって、「あなたは道理をわきまえた人だ。あなたならどうされますか」と言う場合、判事に架空の道理をわきまえた人の後釜になれと言うのか、それとも女性被害者の現実を否定しろと言っているのだろうか。

公的領域と私的領域

伝統的に女性の主たる役割は母であり妻であることとされてきたため、女性は従来、私的領域と結び付けられてきた。私的領域には監視する目もないし、覗きこむ人もいない。その世帯の長によって完全に規制されている場であって、その長は一般に家父長である。

他方、犯罪は国家の問題、したがって社会の関心事である。犯罪が行われれば、国家は市民の

1 平等と同一性をめぐる議論はここから発している。

ために治安と正義を維持するという観点から介入する。

公的領域と私的領域の二分化によって、法の下での女性の処遇に困難が生じた。たとえば、家の中で犯罪が起こると、法とその執行者は時に慎重に目をそむける。

そのため、マレーシアでは長年、女性は家庭内暴力すなわち犯罪(公的関心事)が家庭(私的領域)で起きた場合、意味のある救済を阻まれてきた。加害者を拘束して秩序を得るために、女性は「私的領域」を解体して、自らを「公的領域」に位置付け直す必要がある。これによって、加害者が夫であれば、離婚するか、あるいは少なくとも裁判に訴えて保護を受けられるようにしなければならない。²

家族と名誉

第2に、社会の機能はそのもっとも基本的単位である家族を維持する能力で決まる、と主張される。つまり、家族に与えられた価値は、現状を維持するために作られ、強制されたものである。家族の名誉はこうした価値を守れるかどうかで決まる。家父長の役割は女性と家族を守ることにあるため、女性は次第にこうした家族の価値と名誉の宝庫になる。女性には貞節と純潔が求められるのに対し、男性にはこうした価値がきびしく課されることはない。

かくして、家族の価値を踏みにじったり家族の名誉を汚した女性は、現実であれ想像上であれ、また実際に女性が参加しようと(レイプのように)参加していまいと、烙印をおされ、しばしば暴力を加えられる。そのため、レイプされる場合でさえ、女性や少女は非難され、(自分自身をも恥じる)結果になる。³

曲がった論理で女性と名誉を重視することで、女性に対する攻撃の責任を取られるのは、暴力の加害者ではなく被害者なのである。

したがって、名誉と貞節は明らかに女性を以下の状態にとどめる主要なかぎとなる。

- * 無知で、かわいらしいほど純真(「両親からセックスの話など聞いたことがない」)
- * 女性に対する暴力を女性のせいにする社会の見方への恐怖感
- * 暴力の被害者になったことを恥じる(「もう誰も私と結婚してくれない」)
- * 女性に「純潔」を求める社会の厳しい要求にしたがって、沈黙を守る。
- * 裁判に訴える道がない

² 1975 年の結婚・離婚改正法を参照。ここでは拘束命令は離婚手続きの期間ないし離婚訴訟を起こしたときのみ認められている。

³ 女性危機センター(ペナン)の事例研究から引用。

レイプ

現在の社会一般の認識から、女性はレイプを通報しない可能性がある。さらに、裁判で公平な扱いを受けるという保証がない限り、事件を裁判にもちこむ勇気のある女性にとっても、裁判は破壊的でしかないかもしれない。

1989年にレイプ法が改正される以前は、法廷での申立て人によるレイプの証拠は、弁護人がその申立て人を性的に不道德だと証明できれば、証拠として採用されない可能性があった。⁴ 証拠法によって、弁護人は申立て人を「身持ちの悪い、不道德者」とする証拠を提出して、申立て人の証拠を非難することができたのである。貞節、名誉、真実をめぐる混乱の中で、誰とでも性関係を持つ女性は真実を語る能力がないとみなされた。

従来、立法者はレイプを男性が女性に対し強制的に性交を行うことと見なしている。このようにレイプとセックスをあくまで同等に扱う見方は、1998年、継娘をレイプしたかどで判決を受けた男性の上訴裁判で持ち出された。下級裁判所は彼に鞭打ち五回の刑を言い渡したが、高裁の判事は暴力ないし威嚇の証拠はどこにもないとして、その場で女性に対する暴力としてのレイプの概念を覆したのである。

マレーシアでは1980年代、何であれモノをワギナに挿入することがレイプだとする定義の拡大を求めるキャンペーンが展開されたが、セックスとレイプを結びつける見方はこれを否定した。⁵ レイプの定義拡大を拒否することで、レイプについての女性の経験と理解がまたも無視されたのである。女性にとって、レイプは他のモノをつかうかどうかで決まるのではない。

女性と裁判

正義を行うことはもっぱら真実に依拠している。真実の追究は重要な職業である。また、人びとはこの職業がいかに重大であるかが明らかにされれば、真実を語るよう励まされ、説得されると一般に信じられている。法廷の雰囲気は厳粛であればあるほど、これを達成するのに望ましいとされる。

利害が対立する制度では、法廷での法律家の役割は真実の追究にあたって証人を尋問し、また、反対尋問することにある。国や裁判の参加者はしばしば厳粛な雰囲気、弁護士や判事の威嚇的な態度、専門的で雄弁な法廷言語を真実と同等視してきた。黒い上着を着た法律家は明確な表現を

⁴ 前掲1

⁵ 女性に対する暴力(VAW)に反対するいくつかの女性団体その他の組織およびレイプに反対する市民(CAR)のゆるやかな連合である共同行動グループ(JAG)が、1985年10月1日に行ったキャンペーン。これがきっかけで1989年のレイプ法一部改正が実現した。

する尋問者となり、証人に真実を述べるようおだて、導き、強要することで、その真実が自分の法理論や分析を裏付けることを証明しようとするのである。

他方、多くの女性にとっては、法廷はきわめて威嚇的で、男性的形式主義の場、敵対的な場ではない。たとえば、裁判制度を利用して加害者に裁きを与えようとするれば、申立て人は一般に公開された法廷で加害者に面と向って告発しなければならない。したがって、法律では公開裁判を求めているが、社会的烙印と家族の名誉に即して、裁判は公開とはせず、被害者の身元も明かさなないことは正当化される。

そうすると、裁判制度の要求と女性の経験とはまったく相対立することになる。実際には、女性に対する暴力は、暗い沈黙と罪意識や恐怖に支配される私的世界に葬られているのである。

それ故、法律の中身の構造的偏見だけでなく、訴訟手続きも問題にすることが重要である。

変化

マレーシアにコモンロー（英米法）が導入されて以来、殖民地宗主国は伝統的支配者の権限内に残された個人法を免除することに同意した。これは入植者らが現地住民の慣習的、宗教的慣行に精通していないことが土台にあった。そうした慣行はいずれにせよ私的領域内の問題だった。その結果、個人法は伝統的支配者すなわちスルタンの管轄権とされ、複雑に伝統に縛られていた。

伝統と宗教的価値を引き続き適用するのは個人法につきものである。立法者や裁判所は経済・産業のダイナミズム、グローバリゼーションとそれに伴う圧力が、伝統的概念を切り捨てたまったく新しい法体系を必要としていることを即座に認める一方、個人法に同じ柔軟性を持たせることには難色を示し、結果的に女性が経験している変化や、家族のダイナミズムの変化を否定する。

それでもなお、女性に対する暴力に関連した法律は主としてキャンペーンやロビー活動によって、徐々に痛みを伴いながら修正されてきた。しかしながら、そのために女性に対する暴力の問題に対する扱いも一貫性がなくなった。

たとえば、1994年の家庭内暴力防止法は、女性を暴行、障害、誤った監禁といった暴力から保護することを保証しながら、夫にレイプされてもなんら救済策は取られない。基本的に、夫婦間レイプでは、男性を妻に対する暴行で告発できるし、女性の側もレイプ以前と以後という点では保護されるが、レイプそのものについては保護されない。

しかし、コモンローがもつ特異性のゆえに、ダイナミックな司法と開けた法曹界には社会的認識に影響をおよぼし、ジェンダーの偏見をただす力がある。

キース・キンケル卿はエムスリー卿を引用してこう述べている。⁶&⁷「妻はその身を夫に「引き渡す」と言ったとき、ヒュームがこの概念に「その通りのこと」を包含していたかどうかはともかく、この概念は彼がこれを書いた当時の女性の地位、既婚女性の地位を背景として理解すべきである。…しかしながら、20 世紀後半にたり、わが国の法律下での女性の地位、既婚女性の地位は大きく変った。今や夫と妻はあらゆる実目的に即して結婚における平等のパートナーである。… 生きた法律は常に変化する状況を考慮し、一般的ルールの適用の除外について、その正当性を試すのである。」

シンガポールの検察官対 N の裁判でヨン・パン・ハウ判事が出した判決を例にとってみよう。⁸「ここで私は、家庭紛争の結果起きたこの犯罪について、予審判事がその事実を不当に重視したとする検察側の意見を簡単に取り上げたい。地方裁判事は判決の中で、犯罪が「家庭内紛争」の結果起きたと述べてはいるが、判決を下すに当ってこの要因にどれだけ重きを置いたかはまったく明白ではない。私見では、これを軽減要因とみなすのは間違いであろう。配偶者に対してなされた罪は、まったくの他人に対する違法行為よりもいささかでも軽く扱うべきではない。」

別の部分で、この裁判官はこうも述べている。「被上訴人はよそよそしくなった妻を虐待することに何ら良心の呵責も持たず、未開の野蛮人のような振る舞いをした。自分の妻の身体に虐待を加え、殺すぞと脅した人物が単なる罰金で釈放されるようであれば、社会に対して間違った信号を送ることになるのは間違いない。結婚という関係では、配偶者間に違いや意見の相違はつきものである。しかし、両者はこうした暴力に訴えて紛争を解決すべきではない。配偶者間の暴力をごく普通の結婚生活の一部として大目に見てはならないし、今後ともそう見ることはないはずである。」

これと対照的なのが、硫酸をかけた事件でペナンの治安判事裁判書が出した判決である。⁹ 翻訳すると、博学の判事はこう述べた。「事件がもつ具体的事実と軽減要因を無視することはできない。第1に、被告人は長い生涯において何らの汚点も残しておらず、ふつうの犯罪者ではない。… 第2に、被告の不運な行為は深刻な家庭の危機が招いたものであり、被害者が他の男性とかかわり、被告との離婚を要求するという時点で起きたのである。」¹⁰

幸い、上訴審ではジェフリー・タン・J 判事が判決を改め、予審判事が考慮にいれた事柄に批判を示した。「第1に、罪が軽く見られた。「過度の暴力」のひとつとして分類されたにすぎない。第2に、硫酸をかけるなどという行為は重罪であるばかりか、憎むべき野蛮な行いである。… 予審法廷では思いつめた挙句の行為とされ、個人的問題で片付けられてしまった。(i) 被上訴人の経歴に汚点はなにもない… (ii)「家族の危機」から発した罪」など。

⁶ レジナ対 R の裁判(1993)。1CLJ1at3

⁷ S. 対 H.M. アドボケート裁判(1989) SLT469

⁸ (1999) 4SLR619 at624

⁹ 被害者は WCC に精神的支援を求め、これが決定的となった。

¹⁰ 翻訳は筆者。判決理由はマレー語で提出された。

法廷での議論や判決が暴力を強く非難し、こうした暴力の正当化を排するならば、社会全体をジェンダーの偏見や差別的慣行を見直し、再評価する方向へ向けることができる。

法の機能

法律は基準を設定し、容認される行動と容認されない行為の境界線を定める。

法が有効であるためには二つの機能を持たねばならない。第1に、容認できない行動を阻止するための抑止力をもつこと。第2に、被害者に意味のある法的救済の道を備えること。

一方で、事実が起きた後の法的救済よりも、防止戦略のほうが有効かつ経済的であるが、裁判手続きの目的はあくまで、防止戦略が失敗した場合、被害者を法廷に立つよう励まし、被害者を保護し、事実を明らかにし、適切とみなせば加害者を処罰することにある。

上述した例から、法も訴訟手続きも往々にして実際の女性の状況、とくに女性被害者の扱いにおける現実を認識していないことがわかる。裁判に訴えることがで女性が烙印を押されたり、法廷に出れば不当に人格を疑問視されたり、メディアや社会から厳しい目を浴びせられることを意味するなら、女性は裁判に近づかなくなるだろう。

改革

マレーシアにおける法改革の取り組みでは、特定の法律や政策の改革を国に求める諸組織によるキャンペーンやロビー活動の効果が立証済みである。1989年のレイプ法改正、1994年の家庭内暴力法および職場におけるセクシャルハラスメント防止と廃絶行動規範はいずれもこうした活動が基盤にあった。¹¹

とはいえ、この過程はきわめて遅々としており、交渉や妥協を重ねたあげく、ロビー活動がめざしたもののよりも薄められ、似ても似つかぬものになった場合もある。

マレーシアは「女性差別撤廃条約(CEDAW)」を批准したものの、国が率先する法改革にはいたらなかった。¹²

コモンロー制度では立法者だけが立法過程に加わるのではないことに注目して、法律と社会認識

¹¹ この行動規定は法律としての力は持たないものの、政府が職場でのセクシャルハラスメントと取組んだ明確な一歩となった。セクシャルハラスメント防止法草案は2001年3月、JAGによって人的資源省に提出された。

¹² CEDAW に対する認識を高め、広く取り入れる試みとして、セクシャルハラスメント防止法草案の前文でこの条約が取り上げられている。

を変える手段として、立法化と同時に法廷での議論や意見の表明を通して同じ効果をあげることに重きをおくべき時がきている。¹³

法は先導する場合もあれば、従う場合もあると言われる。女性に関する限り、法は長い間、社会の歩み、画一的な社会的偏見と差別に従ってきた。今こそ、法の可能性とダイナミズムをジェンダーに基づく暴力と偏見の根絶のために活用すべきである。



¹³ これは法律家の研修や、(可能な場合は)介入や法廷助言者による背景説明といった法廷での取組みによって行うことができる。

サーマ・ラヤカルナ

人種問題国際研究所研究員、スリランカ

現実

1999年3月、パキスタンの北西部にある国境沿いの州、パラチナルのホテルで、16歳の知的障害児ラル・ジャマイラ・マンドケルが、地方政府の農業局につとめる下級職員に数回にわたってレイプされたと報じられた。少女の叔父がこの事件を警察に届け出た後、警察は被疑者を保護拘置し、少女は彼女が属する部族クラム・エージェンシーのマズザイに引き渡された。部族協議会が下した決定は、少女は部族に恥をかかせたのであり、名誉を回復するには彼女が死ぬしかないというものであった。少女は部族集会において射殺された。(アムネスティ1、1999,8)

名誉犯罪は以下の国ぐにで存在する。パキスタン(元々はバロク族とパシュトゥン族の習慣であったが、現在では北西部の国境沿いの州バロキスタンやアッパーシンドウのみならず、パンジャブ州でも起きていると伝えられる)。トルコ(東部や南東部だけでなくイスタンブールやイズミールでも見られる)。ヨルダン、シリア、エジプト、レバノン、イラン、イエメン、モロッコおよびその他の地中海、アラブ諸国。さらにまた、ドイツ、フランス、イギリス各国内の移民社会でも起きている。¹

名誉犯罪はふつう夫、父親、兄弟、おじ、部族協議会によって行われる。実際に殺すのは未成年の男児で、これは処罰を減じるためである。その後、この男児は英雄として扱われる。刑務所に送られた場合でも、同房者からその行為を是認される。囚人たちはこうした男児の足を洗ってやり、おまえもこれで「一人前」の男だと告げる。この行為は成年男子となるための通過儀礼とみなされているのである。しかし、身内の女性が殺人を行ったり、共犯者となることも聞かないわけではない。

どの地域社会であれ、名誉殺人についての正確な統計データを集めることはきわめて難しいことを明記しておく必要がある。名誉殺人は私的な家族問題として片付けられることが多いため、その件数や頻度についての公式統計はないが、実際には報告されているよりもはるかに多くの殺人が起きている。パキスタンだけでも年間1000人以上の女性が名誉の名の下で殺されている。1997年

¹ 1999年5月、英国ノッティンガムの刑事裁判所は、パキスタン女性と成人したその息子に対し、女性の娘のルクサナ・ナズを殺害したとして終身刑の判決を下した。ルクサナは2児の母親で妊娠していた。彼女は婚外の性関係を持ったため家族に恥をかかせたとみなされたのである。伝えられたところでは、兄がルクサナを絞殺し、その間母親が彼女を押さえていた。(アムネスティ1、1999,4) パキスタン人の従兄と結婚させるという良心の決定にさからって、イギリス人と結婚したゼナ・ブリッグスの事件もある。今日にいたるまで、この夫婦は死刑の宣告を下されたままである。両親がふたりを殺すために人びとを雇ったからである。(アムネスティ1、1999,8)

夏、パレスチナ自治政府の当時の司法長官、カレド・アルクドラは、ガザとヨルダン川西岸で起きている殺人事件の70%以上は名誉殺人の疑いがあると声明した。いずれももつともな原因があるとされているのである。(Ruggi, S)レバノンでは1996年から1998年の間に36件の名誉殺人が報告されているし、ヨルダンでは1998年に20件起きたほか、エジプトでも1997年に同様の犯罪が52件起きている。イラクの場合は、1991年以来、4000人以上の女性が殺された。(ワシントンポスト外報、2000年5月8日)。同じ外報記事によれば、バングラデシュでは1996年から1998年の間に約200人の女性が名誉がらみの事件で夫や家族に酸をかけられたが、死者の数は不明である。

名誉という概念

恥をかかされた場合、それをぬぐう典型的な方法が家族の血を流すことである。殺される人間はたいてい女性であり、殺すのはたいてい家族の中の男で、その男性はもっとも軽い処罰しか受けない。特筆すべき点は、その殺人者が真の男として敬われ、尊敬されることである。

名誉という言葉は呪文となり、もっとも憎むべき犯罪を覆い隠すために利用される。² 名誉という概念がとくに力を持っているわけは、それが理性も分析もよせつけないからである。しかし、「名誉」という仮面の後ろにあるのは、女性を支配するという男性の側の必要に他ならない。名誉殺人はイスラム教以前に女性支配を目的に出現した。こうした殺人は宗教的信条に基づくものではなく、むしろ文化として深く根づいていた。家族の地位は名誉に依存している。家父長制かつ父系制社会では、家族の名誉を守ることは女性の責任である。こうした社会では、女性をものとみなす考えが根深く、男性と同じく尊厳と権利をそなえた人間とはみなされない。男性が所有する財産であり、従順で受け身でなければならず、自己主張や積極的行動は許されない。女性の自己主張は自然力とみなされ、家族という単位がもつ権力関係のバランスを崩すことになる。

女性は自分が「属する」男性の名誉を具現すべきであり、そうした存在として処女性と貞節を守らなければならない。名誉殺人の根は、「男の名誉は女の脚の間にある」というアラブの露骨な表現にある。女性の性行動と生殖を支配することで、男性は文化的、倫理的純潔の看守となる。しかし、男性の支配は女性の身体や性行動のみならず、女性の行動全般や言葉を含め、女性の振る舞いにまでおよぶ。こうした領域ではどこであろうと、女性の反抗は男性の名誉を傷つけるものと解釈される。(アムネスティ1、1995、5)。女性の身体は「家族の名誉を保管するもの」とみなされる。何が名誉か、何が名誉を傷つけるのかという理解が広がるにつれて、名誉殺人の数が増えていることは恐ろしいほどである。

² 英語で名誉とは、尊重、尊敬、認知、栄誉、特権、評判ないし女性の貞節、純潔を意味する。

下される「裁き」

女性が加害者になるか被害者になるかは、女性をどちらの立場から見るかで決まる。自分が属する地域社会の「法」を犯したことは確かだが、人権活動家の目でみれば被害者なのである。さまざまな社会における名誉という概念とその解釈が、女性に対する多様な形態の暴力をもたらしてきた。

パキスタンのシンドでは、カロカリ殺人という形を取る。「カロ」を字義通りに訳せば「黒い男」、「カリ」は「黒い女」である。彼らはさまざまなふるまいで家族に「不名誉」をもたらしたのである。カリに対する処罰は死以外にない。彼女たちはたいてい儀式にのっとって殺され、コミュニティの明白ないし暗黙の承認を得てずたずたに切り刻まれる。都市部では、こうした殺人はふつつ射殺という形を取り、個人的な決定に基づき密かに行われる。カロカリ殺人では、男性の名誉はカリを殺すだけでは十分に回復できない。関わったとされる相手の男性も殺さなければならないのである。しかし、実際には、まず最初に殺されるのはカリなので、カロはその知らせを聞いて逃げてしまう。問題を解決するため、カロと名誉を傷つけられた男との間で合意をはかることができる。しかし、真相を明らかにして犯人を罰するという裁きは下されない。損害を償うことでバランスを回復するというやり方である。カロはカリの家族に補償を払ってようやく命を免じてもらえる。補償は金で払うか女性を譲り渡す、ないしは、その両方というのも驚きではない。(アムネスティ1、1999,5)この慣行は今やひとつの産業となっている。補償を取ったり他の犯罪を隠す目的で、にせの名誉殺人が行われているのである。名誉問題とはまったく無関係の男たちを殺した後、自分の身内の女性をカリだと言いたてて殺し、最初の殺人を名誉殺人とごまかすのである。身内の女性を殺せば、自分の申し立てが重みを持つとさえ考えられる場合もある。³

名誉を理由に女性に襲いかかるもうひとつの暴力は、パキスタンで「サッターワッタ」ないし「アド・バド」、トルコでは「ベルデル」と言われる結婚である。この結婚の伝統には姉妹の交換がふくまれる。家族間で未婚の少女をやりとりすればダワリーも少なくともすむというわけで、女性にとっては父親が決める結婚を甘んじて受けるという重荷を背負わされる。こうしたやり方で結婚した夫婦が離婚を決意すると、もうひとつの夫婦も別れなければならない。⁴ 名誉犯罪を擁護する側は、殺人が残酷であればあるほど、家族の名誉は挽回できるという。⁵

³ アマヌラ事件はこれに相当する。アマヌラが結婚した相手は以前、自分の従兄であるナジルから好意を持たれていた。ナジルは結婚して8人の子どもがいる。彼女の家族がナジルとの結婚に同意しなかったため、ナジルはアマヌラと何の罪もない自分の妹を殺し、二人はカロとカリだと宣言した。ごく短期間刑務所に入れられ跡、ナジルには名誉を傷つけられた補償としてアマヌラの妻が与えられた。(アムネスティ、1999,9)

⁴ シャヒーン事件は、1998年12月、シャヒーンが夫に「サッターワッタ」を背景に火をつけられたとされる事件である。二人の結婚がうまく行かなくなり、夫のアンワルはシャヒーンを家に帰そうと思った。ところが、アンワルの妹と結婚していたシャヒーンの弟が、自分の妻も実家に帰すことを拒んだ。アンワルは妻を殺す以外に恥をぬぐう方法が見つからなかった。(アムネスティ1、1999,6)

⁵ ヨルダンで起きた事件だが、自分の妹を殺した男が死体をばらばらにし、村中に首を見せて歩いた。18歳の妹は虐待を繰り返す夫から何度も逃げ出して家族に「恥」をかかせたのである。(Sati, N)

名誉の名によって犯されているのは女性の権利だけではない。名誉が女性を危険にさらすとなると、女性の自由や行動の権利も限定される。「黄金の檻」もまた女性に対する暴力のひとつである。家族が女性を殺すと誓い、実際に殺そうとして失敗したため、保護のために牢に入れるのである。ヨルダンの法律によると、男性の身内が来て署名しないかぎり、女性は釈放されない。こうした女性の身内はそもそもその女性を拒否したのであるから、彼女は何年間も獄中で苦しむことになる。自分がこうした罰を受けるのは当然とさえ思っている女性も中にはいる。女性を傷つけないと誓いながら、それでも殺してしまう家族もいる。⁶

名誉を理由に自殺という手段に訴える女性も少なくない。自発的な自殺もあれば強制された自殺もある。社会から自分や家族の名誉を傷つけたと見られたため、自殺する女性も少なくない。家族に自殺するよう促されることもあり、たいていの女性がそれを受け入れてしまう。

名誉犯罪はイスラム教社会だけに限定されるものではない。世界のさまざまな地域で起きている。ブラジルでは、妻が不倫をしたとして配偶者を殺した男性は、男の「名誉」を守ったという理屈で正当化され、無罪を手に入れることができる。妻殺しは即座に痴情犯罪となる。起こした事件は犯罪そのものの本質ではなく、夫がどこまで本気だったかという点が重視される。しかし、現在の刑法では、感情であれ情熱であれ犯罪責任から除外されるものではないと明記している。このハードルを乗り越えるために、弁護士は新たな無罪証明の戦略として名誉防衛を編み出した。これによって、妻は夫の財産であるという考えがもたらされた。ブラジルでは、名誉防衛については矛盾した判決が出ている。⁷ 女性が殺人者の場合、この弁論がめったに用いられないのはさほど驚くことではない。こうして男性は直情的だが女性はその型にはめてしまう。名誉防衛という概念が、扱ったもっとも有名な事件として、ホアオ・ロペス裁判がある。ロペスはホテルの一室で妻と愛人が一緒にいるところをとらえ、ふたりを刺殺した。下級裁判所および上訴裁判所は、名誉を守るために犯した殺人は正当であるとして、この二重殺人についてロペスを無罪にしたが、ブラジル最高上訴裁判所はこの判決を覆した。しかし、再審の結果、下級裁判所は高等裁判所の判決を無視して、ロペスを再び無罪にした。(Turgut, P)。こうした弁論は程度の差はあれ、ペルー、バングラデシュ、アルゼンチン、エクアドル、エジプト、グアテマラ、イラン、イスラエル、ヨルダン、シリア、レバノン、トルコ、ヨルダン川西岸、ベネズエラの刑法に見られる。姦通に直面した男には殺す権利があるという態度は、テキサスでもまだ残っている。1999 年 10 月、10 歳の息子の目前で妻と彼女の長年の愛人を殺した

⁶ 35 歳のヨルダン人、サーハンは自分の妹の東部に 4 発打ち込んで射殺したことを誇りに思っている。レイプされたことを警察に通報したことが彼女の犯した罪だった。サーハンは彼女を傷つけないという誓約書に署名していた。彼によれば、たとえ彼女の意思に反してであっても妹は間違いを犯したのである。家族全員が恥をさらして死ぬよりも、彼女一人が死んだほうが良いと彼は考えている。サーハンは 6 ヶ月の禁固刑を受けただけだった。(Beyer, L)

⁷ 結婚して 16 年間円満に暮らしていた夫婦だったが、妻が仕事につき、帰りが遅くなり「夫婦の営み」を拒否するようになってうまく行かなくなった。夫は妻を殺したが、名誉をかけた正当防衛として無罪になった。上訴審でもこの判決が支持された。(Turgut, P)

ジミー・ワトキンスはわずか4カ月の刑しか受けなかった。

名誉殺人を犯した者たちはさまざまな理由をあげる。そうした理由は「姦通」関係からは逸脱する。なぜなら、配偶者は自分で選びたい、自分で選んだ相手と結婚したいという願い、自分で結婚相手を選んだりすれば、結婚は家族が決めるものとされる社会では重大な反抗とみなされるからであり、虐待やレイプまで犯す夫でも離婚すれば家族に恥をかかせることになるからである。当然、男性がこうした罪を犯してもたいてい罰せられない。申し立てをするだけで済む。男の名誉におよぼす影響が社会的に認められれば、疑惑の真相は問題にされないのである。加害者がその犯罪を夢見ていたとしても、問題ではない。しかし、女性が「有罪」と証明された場合でさえ、国内法や国が批准している国際人権法は、裁判所の管轄外の裁きを許容するはずはないのである。よく引き合いに出される例として、ラジオで愛の歌を捧げられた十代の少女が、街頭で喉を掻ききられた事件がある。(Turgut, P)この事件はどんなことでも女性を殺す理由になることを示している。

その他にも、食事の支度が遅いとか、口答えをする、禁じられている家族訪問を行ったなどなどの理由があげられる。こうした女性の生活は伝統で縛られ、それが極度の隔離と男性への従属を強化するのである。身内の男性が文字とおり女性を所有しており、財産支配権に違反すれば暴力をもって罰する。こうした犯罪の理由は必ずしも愛情、恥、嫉妬、社会的圧力とは限らない。経済的利益も女性を殺す決定に大きな役割を演じる。アムネスティ報告によれば、社会が次第に残酷化していること、重武器が手に入りやすくなっていること、また経済の悪化で賠償としての名誉システムの利用度が高まり腐敗が広がっていることも、名誉殺人の増大を招いているという。(アムネスティ2、1999,31)

行われない正義

名誉犯罪は国際法で定めている人権条項の多くに違反する。女性が自由裁量で生命を奪われれば、生存の権利が犯される。家族の名誉を汚したとして自殺を強要されたり、不提起に拘禁されたり、さまざまな処罰を受けるのは、拷問と不当な扱いからの自由に対する侵害である。名誉犯罪を行う者は法の前の平等、法による保護の平等、差別しないという原則を公然と踏み込んでいるのである。こうした女性は結婚する権利も奪われている。適切な救済法がないことが人権侵害そのものである。

名誉犯罪が起きている国の多くは一つないし、いくつもの国際人権法の当事国となっているが、それでもこうした基準の侵害は続いている。国が女性を抑圧していることに無関心かつ共犯関係にあることが、状況をさらに複雑化している。

国内法が名誉殺人を違法としている場合ですら、こうした殺人はなくなる。名誉犯罪は家族の

名誉、男性の名誉を守るためであり、女性の身体を傷つけるものではないという考えがあるため、女性は自分からその犯罪を通告することをよしとしない。パキスタンの憲法には男女平等を保証する条項がいくつかある。⁸ しかし、こうした基本的権利を直接侵害する法律、したがって名誉殺人という慣習を大目に見る法律もある。パキスタンの法律は名誉殺人を公然とは認はしていないが、黙認している。パキスタンのキサス法とディヤット法(1990)は身体損傷、故殺、殺人に関連する犯罪を取り扱う。この法律はこうした犯罪の概念を改め、国家の法秩序に直接向けられたものではなく、被害者に向けられたものとした。被害者の家族が告訴を取り下げたため、判決が軽減化された裁判が少なくない。犯罪が家族内で行われようと外で行われようと、犯罪の捜査、起訴、処罰においては公共の利益が再優先されることは、世界中で共通の慣行である。国際規範の下では、犯罪被害者はその権利を家族が好きなようにできるものでも家族の動産でもない。したがって、犯罪に見合った処罰が加えられるべきであり、単に家族が許しかつ忘れることにしたからといって処罰を半分することなどありえない。それはこうした犯罪は家族の問題で、法的救済は交渉したいということを示すものに他ならない。

パキスタン憲法に違反するもうひとつの法律は、軽減自由(情状酌量)について規定したパキスタン刑法 300 項である。突然の兆発は正式に情状酌量から取り除かれたとはいえ、裁判所は徐々にこの規定を法解釈に再導入し、名誉犯罪を行った者が突然はなはだしく兆発されたと主張しない場合でも、軽い判決を下してきた。

1979 年のジナ法の下では、ジナ(密通ないし婚前交渉)を行った男女は石打の死刑ないし公衆の面前での鞭打ち 100 回の刑を受けるが、こうした告発はほとんどすべて女性に対して行われる。これはジェンダーの平等に違反し、女性を二流の市民扱いして脅し、権利の主張を妨げるものである。また、男性が女性を虐待しても免責されることを助長する。

ヨルダン刑法第 8 条にはこう書かれている。「被害者の側の誤った危険な行為が原因で、怒りにかかれて罪をおかした男性には、刑の軽減が得られる。」第 341 条は、「他者を殺害したり傷つけるという行為は、当人の生命ないし名誉、誰か他の人の生命ないし名誉を守るために行われた」時は、殺人を正当防衛とみなしている。この条項はすべてのヨルダン国民は平等だとするヨルダン憲法に違反すると、人権活動家は主張する。人権活動家らはこの条項の撤廃を求めたが、その後改正され、殺す権利は女性にまで広げられた。これで生命よりも名誉が優位にあることが確認される。

トルコの法では、男女いずれの場合でも姦通は犯罪とはされない。しかし、名誉殺人はこの法律と正反対に、「姦通」には「死刑」が宣告される。さらに、トルコの法では尊属殺人は死刑にあたいする。

⁸ 第 25 条には「すべての国民は法の前で平等であり、法の保護を平等に受ける権利がある」という。第 27 条は「性のみに基づく差別はいつさいあってはならない」としている。憲法第 8 条にはこう書かれている。「いかなる法律ないし法と同じ力をもつ慣習ないし慣行は、本章によって与えられる権利と矛盾するかぎりにおいて、その矛盾のおよぶ範囲で無効とする」

しかし、姦通を目撃したとか不倫関係が疑われることから起きた場合、極度の兆発によって起こる名誉犯罪については、刑は8分の1に減じられる。⁹ イラン刑法では、婚前交渉で有罪となった少女の父親ないし兄弟にはその少女を殺す「権利を認め」、「最大6ヶ月の禁固刑ないし罰金」を課している。さらに、「夫が不義をした妻を殺した場合、判決は下されない」とつけ加えている。イラク刑法も数年前、名誉殺人を実質上黙認する形で修正された。¹⁰ モロッコ刑法第418条は、夫が妻とその相手の姦通行為に驚かされ、その時点で殺人を犯した、あるいは損傷や殴打を与えた場合は「許される」としている。シリア刑法の第548条も上記のように書かれている上さらに、「妻ないし年長や年少の身内の女性、姉妹のひとりが疑わしい関係をもっていると知った男性は、刑の軽減を認められる」としている。ジェンダーに基づく犯罪を弁護する条文がある法律はすべて、国際法のみならずその国の憲法の平等条項に違反する。こうした個々の法律は、女性を差別するものであり、法による救済を妨げる。ここで問題にすべきは、法律が密通を死刑の対象にしていないとすれば、なぜ、おなじことに対して男性の家族が死刑を与えるよう仕向けるのかという点である。

1999年4月6日、パキスタンのラホールで殺されたサミア・イムランの事件では、一貫して国が何もしなかったことが目立った。妊娠中に従兄弟でもある夫によって階段から投げ落とされたサミアは、離婚を求めて AGHS 法律事務所を訪れた際、弁護士のヒナ・ジラニの目の前で殺された。彼女は結婚して10年間、ひどい家庭内暴力も受けていた。母親で女医のスルタナ・サルワルがサミアの義父で伯父のユナスに伴われ、殺し屋を連れて事務所に入ってきた。サミアはこめかみを撃たれた。殺し屋は逃げようとするところを事務所の警備にあたっていた警官に射殺された。サミアの両親は離婚するという彼女の決心に反対して、彼女を亡き者にするという最後の手段に出たのである。(フライデー・タイムズ、1999、9月3-9)。第一情報報告(FIR)は即座にサミアの両親を訴え、グラム(NWFP 商工会議所会長)もラホール警察のサルタナおよびマスコミもこの事件を取り上げ、客観的に報じたものの、政府はこの事件に関し遅延と言い逃れという方針を取った。宗教指導者らが会合を持ったあと、FIR に対抗する報告書の提出が認められた。そこでグラム・サルワルは弁護士のヒナ・ジラニとアスマ・ジェハングル(裁判所の管轄外の恣意的かつ即決裁判に関する国連特別報告者で当時のパキスタン人権委員会委員長)を自分がメッカ巡礼に行っている間に自分の娘を誘拐し、運転手と共に殺害したかどで告発した。サミア殺害に対しては誰ひとり逮捕されず、両親は逮捕される以前に保釈された。弁護士のヒナ・ジラニも逮捕される前にラホール高等裁判所に保釈を申し立てざるを得なかった。1ヶ月の保釈が認められた一方、ペシャワル高等裁判所にも同様の保釈申請をするよう求められた。これは2人の人権弁護士に対する不条理なみせかけの訴追できる。有名な弁護士のいるところで殺人が起きたという事実が、加害者が自分たちの行為の正当性を確信していたことを示している。彼らが公になることを恐れず、自分の身元もあえて隠そうとしなかったのは、

⁹ トルコ刑法第462条

¹⁰ WLUMI ニュースシート Vol.1. XI No.1

国から責任を追求されないと確信していたからである。(アムネスティ1、1997、7) 捜査当局が実際に殺人犯の逃走を目撃した警備員に対し、人物に関する証言を変えるよう強制した証拠も上がっている。警察はさらに、殺人犯を乗せた人力車の運転手にも無理やり証言を変えさせた。警察は法の公平な施行にあたることよりも、伝統と道徳の守護者として利用されるよう努め、それを自らに許しているのである。申し立てを受け止め必要な行動を取るのではなく、仲介者やカウンセラーとなっている。殺人者が訴追されることはめったになく、弁護士は事件の前に雇われる。加害者の刑を軽くするためである。財政的な腐敗もこうした犯罪を前に何もしない警察の態度を助長していると思われる。犯人が有罪となっても、裁判所制度は犯人の刑が軽くてすむよう保証し、男性は女性の身内を殺しても免罪されるという見方を押し付けている。¹¹

これは憲法が保証するジェンダーの平等よりも、差別的な慣習法を強化するものである。司法の関係者だけでなくその他の教育のある市民でさえ、社会の父権制度に介入することをためらうのは、そうした介入が社会の分裂を招き自らの宗教を裏切ると信じているからである。2人の弁護士に対しては宗教上の裁定が下され、彼らを殺した場合、犯人には賞金がかけられた。アスマ・ジャハンギルはこれに関して FIR を提出し、さらに政府に対し名誉殺人を捜査するため最高裁の判事を長とする司法調査委員会の設置を要求した。しかし、これを「恥ずべき」行為と断言した以外、いずれの問題についても何らかの行動が取られた様子はまったくない。

サミアが殺された後、主要政党の上院議員 24 名が殺害を非難する文書に署名し、名誉の名において女性を殺すのは憎むべきかつ原始的慣習だとして、反対を表明した。この声明は後に法案として上院にかけられた。しかし、圧倒的多数は、サミア事件は未決だとして法案決議に反対した。最終草案では、名誉殺人は国内法およびイスラム教の命令に違反することは明確であり、議会がこの慣行を非難することを求めた。しかし、決議が議会にかけられると、与党議員のおよび NWFP を基盤とするアワミ民族党はこれが上程されることに反対した。議会での決議は 20 対 2 で、上程すること自体が否決された。ジュネーブの国連人権委員会に出ているパキスタン代表は、同国政府の立場について、このような憎むべき慣行を政府として認めていなければ支持もしていないとし、アスマ・ジェハンギルとヒナ・ジラニを守るためにあらゆる努力を惜しまないと約束した。1998 年に HRCP 年間報告が発表された時、女性に対する暴力および児童労働に関する主張について、情報相は「こうしたことはパキスタン社会の特徴であり、政府の政策の一部ではないし、法律がもたらしたことでない…」と語ったと伝えられる。しかし、法律や憲法で保障されている権利について女性の意識を高め、その権利が侵害されたときは救済するための行動が取られない以上、それは国の責任になる。

名誉犯罪の被害者を支援する制度は非常に少ない。NGO や女性団体は助けを必要とする女性

¹¹ ベラクセス・ロドリゲス事件参照(アメリカ大陸間人権法廷)

を守り、援助するため具体的サービスを提供すべく努力している。カウンセリング、調停、法律相談、警察への対応、被虐待女性のためのホットラインおよびシェルターなどのサービスである。しかし、ほとんどの女性がこうしたサービスを受けられず、特別の問題に対処する資金もなく、特別の訓練を受けたスタッフもいないため、さまざまな問題が生じている。こうした社会に生きる女性は、厳格に育てられたため外の世界で生きるすべをほとんど知らない。公共の乗り物に慣れていないし、お金も持っていない。一人で行動するとさらに虐待にさらされやすい。

名誉犯罪という概念や慣行、加害者が罰せられないことは、女性の権利を保障する国際法、憲法、国内法の侵害をもたらす。名誉という誤った価値や慣習による女性支配は、多くの問題について女性の権利の保証を条件づきにしている。女性の生命を犠牲にしてこうした価値を守ることが、われわれの文化を守ることであると誇らしげに主張されているのである。

国の責任

「司法権のおよばない、専断的かつ即決の執行、判事・弁護士独立性、女性に対する暴力に関する国連特別報告者」は、名誉殺人とそれが人権侵害につながることに関心を示してきた。国家には二重の責任がある。人権侵害を起こさせないよう努力するだけでなく、過去と違い、人権侵害を防止しこれに対応することが求められているのである。加害者の予防、捜査、処罰に一貫して失敗してきたことは、国の国際的責任を問われる。ここには名誉の名による女性に対する暴力も含まれる。名誉殺人を防止しなくするための措置が講じられず、名誉殺人を命じる伝統を根絶できず、こうした殺人を犯した者を免罪にすることを止めようとせず、差別的な法律を撤廃できず、警察や司法が公平に法律を適用しないといったことは、国がこうした制度を承認していないとしても無関心であることを示すものであり、結果的に国の責任に他ならない。最近、国連加盟国はオランダが後援した名誉犯罪に関する改正決議案「名誉の名による女性に対する暴力の廃絶に向けて」に裁決を余儀なくされた。これは2000年11月3日、第3委員会にて採択された。決議文は以下のように述べている。「こうした犯罪を防止し、加害者を捜査し処罰し、被害者を保護するため相当の注意を払う義務が国にはある。これを怠った場合、人権侵害になる。」国家の責任という概念は近年拡大され、個人による侵害まで含まれるようになった。¹² 女性差別撤廃委員会是一般勧告第19項において「国は人権侵害を防止し、そうした行為を捜査し処罰した上で、保証を提供することを怠れば、個人的行為についても責任がある」と確認した。¹³ したがって、国際的人権の領域では女性に対する名誉犯罪は家庭内暴力の一形態、ないし家族やコミュニティ内での女性に対する暴力として理解されている

¹² 人権委員会ゼネラル・コメント20、CEDAW第2条(e)、DEVAW前文を参照。

¹³ 人権委員会ゼネラル・コメント20、CEDAW第2条(e)、DEVAW前文を参照。

とはいえ、国家の責任の範疇に入るのである。

真の問題

1997年5月、妻と4人の子どもの殺害して有罪となった40歳の男性に、ヨルダンの刑事法廷は重労働付きの終身刑という判決を下した。起訴状によると、被告は結婚して10年たち、子どもたちが自分の子どもではないという疑いを抱き、妻子殺しを計画した。被害者となった子どもたちの実父確定検査の結果、実際に彼の子どもであったことが証明された。妻子殺害の本当の理由は経済的なものであったことが後に明らかになった。(ヨルダン・タイムズ、1998年9月)

この事件が伝えるメッセージは、女性の生命は本当の裁きを行うに価するというものである。



参考文献

- ・ アムネスティ・インターナショナル報告1 —パキスタン:少女と女性に対する名誉殺人、1999年9月。ASA33/18/99
- ・ アムネスティ・インターナショナル報告2 —パキスタン:名誉の名による女性に対する暴力、1999年9月、ASA33/17/99
- ・ Ruggi, S —女性の性行動とモノとしての名誉:パレスティナにおける名誉殺人(VAWに関する特別報告者の公記録から)
- ・ Sati, N —名誉の暗黒面(VAWに関する特別報告者の公記録から)
- ・ Beyer, L —名誉という代価、アマン、ヨルダン(VAWに関する特別報告者の公記録から)

谷口 真由美

大阪大学大学院生、日本

1. はじめに

日本の社会で犯罪被害者に対するケアが問題になってきたのは、この数年のことである。そのなかでも、女性が受けた暴力、とくに性暴力の犯罪(以下、「性犯罪」という。)被害者の権利は、他の犯罪被害者に比しても否定されてきたといえる。性暴力とは、一般的には、性行動というかたちをとった暴力行為であると理解されている。多くの場合、暴力行為は、社会的、経済的、また体力的に優位な立場にある者から、弱い立場にある者に向けられる。したがって、性行動というかたちをとって受ける肉体的・精神的な虐待ということができ、性的自己決定権の否定であることには疑う余地がない。類型としては、強姦や強制わいせつ、強制売春・買春、近親姦、性器切除、セクシャル・ハラスメント、ポルノグラフィ、子どもへの性的虐待、ドメスティックバイオレンス等が挙げられる。

強姦は、女性を被害者とするものと規定(刑法第 177 条)されているが、他の類型でもほとんどの被害者は女性である。他方、加害者は被害者との知り合いも多い。

しかしながら、これらの性犯罪被害者が被害者として被害者たる資格を認められるためには、さまざまな偏見をクリアしなければいけない現状がある。

2. 周囲(社会)の理解の欠如

女性に対する暴力は、女性の人権を侵害する重大な問題であるにもかかわらず、周囲(社会)の理解が欠如していることが挙げられる。周囲(社会)は、被害者である女性の複雑な心理状況を理解しようとしないう傾向がある。その理由としては、現在氾濫している、性暴力に対する迷信ともいえる間違った認識が、社会通念として捉えられてといえるのではないかと考える。以下、それらの迷信を挙げてみる。

【1】『暗いところで見知らぬ男にいきなり襲われる』

実際は、加害者と被害者が顔見知りである場合が多く、加害者も被害者との信頼関係を利用して性関係を強要している。また、被害を受けた場所も「家」、「ホテル」など屋内が多い(東京強姦救援センター調べ)。

【2】『被害者、つまり女性に落ち度があったからだ』

強姦されるのは、被害者、つまり女性の側に落ち度（隙があった、挑発した、魅力的だった）があったからだという見方がある。しかし、性犯罪に関しては、仮に暗い夜道を歩いていたという場合においても、被害者に落ち度はなく、加害者に責任があるといった基本的考え方が必要である。実際に日本では、1994年の判決で「強姦されたことが事実であったとしても、訴えた女性にも大きな落ち度があることは明らかである」とされたものがある¹。

【3】『本当に嫌なら、抵抗したり逃げたりできるはずだ』

強姦罪で加害者を告訴すると、裁判では被害者がどれだけ抵抗したかが問題にされる。しかし、抵抗したら殺されるかもしれないという恐怖を感じた場合、言いなりになるか、身がすくんで動けなくなるのは当然であり、抵抗の度合いを問うのは誤りである。

【4】『強姦は男の本能だ』『女には強姦されたい願望がある』

例え、女性が激しい性行為を望む場合があっても、その基礎には信頼関係があり、強姦とは全く違う。ポルノグラフィやアニメコミック、アダルトビデオに見られる強姦は、性行為のバリエーションの一つのように描かれているが、女性の被強姦願望は男性によって作り上げられたもので、嫌な相手に力づくで性行為を強要されることを実際に望んでいる女性はいない。人間以外の動物には強姦が見られないといい、男性の強姦願望や女性の被強姦願望は文化によって規定されていくといえる。

【5】『夫婦間では強姦は存在しない』

夫婦間の強姦の存在がようやく認められるようになったのは、最近のことである。2000年9月に男女共同参画局が実施した「男女間の暴力に関する調査」によると、夫婦間で「相手が嫌がっているのに性的な行為を強要する」という問いに対する回答は、60.0パーセントにのぼっている。日本の判決には、1985年に妻からの離婚請求が棄却された判例²があるのだが、その際に裁判所は「…従って、夫が妻に対して性的交渉を強要したからといって、何ら違法になるわけではないし、また、妻の側にこれを拒否する権利があるわけではない。しかしながら、常識的にいって、妻が性的交渉を拒否するのがもつとだと考えられる場合に、あえて夫がこれを強要するときは、違法たりうる場合がある。たとえば、夫が異常な体位、あるいは異常な回数の交渉を求めた場合、夫に他の女性ができた場合、妻が病弱である場合等が考えられる。」といった判断をしている。この判決がジェンダーの視点からみて、おかしいことは言うまでもないであろう。

¹ 東京地裁判決 1994年12月16日判決(判例時報1562号141頁)。

² 福島瑞穂『裁判と女性』有斐閣、33-42頁。

以上のような「迷信」を信じている社会で生きている被害者は、裁判に訴えることができず、性犯罪はますます潜在化するといっても過言ではないであろう。

3. 司法手続過程における被害者

平成 11 年版犯罪白書では、法務総合研究所での調査結果として、強姦や強制わいせつの被害者の多くが、捜査に対する協力や証人出廷に負担を感じているということが示されている。

平成 12 年 5 月の刑事訴訟法改正までは、性犯罪は親告罪とされ、告訴期間が 6 ヶ月と定められていたため、被害者が精神的な衝撃から立ち直れないまま告訴できなくなるという問題が指摘されてきた。その後、これらの声を受け、平成 12 年 5 月の「刑事訴訟法」及び「検察審査会法」が改正され、性犯罪の告訴期間の撤廃、証人を法廷以外の場所に在席させ、テレビモニターを通じて証人尋問を行うビデオリンク方式による証人尋問の制度等が導入されることになった。また、事情徴収の段階での被害者の負担が大きいという指摘に対して、警察における「被害者対策要綱」、「犯罪捜査規範」等に基づく各種の施策や検察における被害者支援員の導入など、被害者に対する配慮のための取り組みが進められてはいる。これらの取り組みは評価されるべきである。

しかしながら、司法の場においては以下の点が問題であるといえる。

(1) 強姦罪等

強姦罪等は、その成立要件として「暴行又は脅迫」の存在を挙げている。果たしてこれまでに、女性に対する暴力は女性の人権に深くかかわる社会的・構造的な問題を十分に理解され「暴行又は脅迫」があったかの事実認定がされてきたか疑問である。つまり、有形・無形の「暴行又は脅迫」を、警察、検察、裁判所が理解してきたのかということである。それらの理解の欠如が、「セカンドレイプ」を生み出しているのだ。また、強姦罪の保護法益を女性の性的自己決定権と考え、被害者がそのとき同意したかどうか、その性交渉が彼女の性的自己決定権を侵害しているかどうかのポイントになる。「同意」がないにも関わらず、「相手の反抗を著しく困難にする暴行・脅迫」が伴わないレベルの性交渉が強姦にならないとすることは、被害者の人格を著しく傷つけ、女性の性的自己決定権を軽視しているといえる。

(2) 裁判官の理解の欠如

前述の「迷信」が社会通念として存在しているということは、いわんや裁判官とて同じ感覚であるといえる。

裁判所は、強姦等の事件において、女性が同意していたかどうか、また本来女性側に問題がある

かどうか、またその両方の争点と女性の性遍歴に関連性があるかを問題にしてきた。女性が、ある男性との性的な関係に同意していたなら、どんな男性との性的な関係にも同意するだろうという迷信があるからである。このような迷信が、被害者の過去の性遍歴を証拠として採用する事例を生んでいる。これらは、多くの被害者に恥をかかせ、被害者のプライバシーの権利を侵害し、実際には被害者を裁判にかけ、その女性が確かに強姦はされたが、過去に他の男性と同意の上で性行為をしていたことが、判決の中で問題となることは甚だ疑問である。過去の性遍歴と、強姦事件には関連性がないといえるだろう。

4. 対策

裁判官に対する教育の重要性

司法機関、行政機関で、ジェンダー教育プログラムの研修を実施する必要があるが、社会全体の認識を高めるには、現行法の改正とともに、上記のような内容を盛り込んだ女性に対する暴力禁止・防止法制定に取り組む必要がある。

まとめにかえて

我々の社会には、残念ながらこれまでに述べてきた「迷信」を信じている男性のみならず、女性も存在する。しかし、女性はいつ性犯罪の被害者になるかわからない。性暴力は犯罪である。犯罪であるからには、きちんと裁かれなければならない。それが、被害者の権利と尊厳の回復には不可欠であることはいうまでもない。

裁判所が女性を信用しない、つまり訴えた側である女性が訴えられた側になることがある。そして、性暴力にあった女性自身が前述の「迷信」に苦しめられていることもある。

それらのことを解決するためにも、女性の司法関係者を増やすことも必要であるし、司法関係者に対する性犯罪に関する教育が必須であるといえる。また、社会全体に対する教育啓発活動も同時に重要であり、社会全体で被害者を支援していかなければならない。

しかし、さらに大切なことは、性暴力を生み出す社会を、性差別を認めている社会を変えることが必須である。まだまだ遠い道のりのように思われるが、日常生活のさまざまな側面で男性が女性を支配することを当然視している社会構造を、変えていかなければいけないのである。

参項文献(文中に掲げたもの以外)

- ・ 角田由紀子「性犯罪被害者の尊厳と権利をとりもどすために」『犯罪心理学研究第 3 号』日本犯罪心理研究所、1998 年。
- ・ 角田由紀子「DV 防止へむけて 一法律家に対する教育・研修 一」ジュリスト No.1210、2001 年 10 月。
- ・ 宮澤浩一ほか編『犯罪学』青林書院、1995 年。
- ・ 澤登敏雄ほか編『新・刑事政策』日本評論社、1997 年。
- ・ 辻村みよ子『女性と人権 歴史と理論から学ぶ』日本評論社、1997 年。
- ・ 井上輝子・江原由美子編『女性のデータブック 一性・からだから政治参加まで一』有斐閣、1999 年。
- ・ 小寺初世子『女性差別をなくすために 一女性の目で判決・グリム童話・女偏漢字を読む一』明石書店、2000 年。

参考 URL

- 性暴力被害センター <http://www.macska.org>
- 男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp>
- 警察庁 <http://www.npa.go.jp>



リタ T. ヘニーロ

地方裁判所判事、フィリピン

本論はフィリピンの法律と経験に基づき、フィリピン女性だけでなくアジアの女性全体に役立つ事柄を学び、何らかの原則を引き出すことを願って書かれたものである。

1. フィリピン女性の背景: 権利

かつてのフィリピン女性はいくつで描かれ、どこまでも男性に従う女性として描かれた。その典型がホセ・リサールの小説「ノリ・メ・タンヘレ」に登場するマリア・クララである。事実、女性は最近まで法的権利を与えられていなかった。だが、先スペイン時代以来、法律には女性に影響する条項が含まれているが、そこには女性が男性と平等ではないことが示されている。これはマラグタス法典とカランティアウ法典に具体化されている。

12 世紀から 13 世紀頃、ダト(首長)サマクウェルないしパナイが発布したマラグタス法典には、「男が女に子どもを産ませ、女から逃げた場合は、女の両親は娘を廃嫡する。女との結婚を拒んだ場合、男だけでなくふたりの間の子ども死ぬことになる」としている。

14 世紀にパナイ島の 3 代目首長が発布したカランティアウ法典には、すべての母親は義務として娘に密かに性欲に関する事柄を教え、母親となる備えをさせなければならない」と書かれている。

これらの法はいずれも女性に法に従うよう求めたり義務づけているが、女性に何らかの権利が与えられたのは 1935 年のフィリピン憲法の制定以来である。フィリピン女性だけで組織した「フェミニスタ・フィリピナ協会」は 1905 年 1 月 3 日にすでに活動を開始していたが、正式に認められたのは 1921 年 2 月 5 日であった。この協会は女性の参政権獲得に大きな役割を果たした。

女性に対する参政権は以下の条件で与えられた。本憲法が制定されて 2 年以内にその目的のために行われる国民投票において、必要な資格を有するも女性 30 万人がこれについて参政投票すること。

1973 年の憲法改正で、有権者の性にかかわらず参政権が与えられることになり、状況は変わった。1986 年の憲法改正では女性の保護に関し以下のようないくつかの条項が加えられた。

第 13 条 4 項 ― 国は女性の母性機能を考慮して、安全かつ健康的な労働条件を与え、女性の

福利を拡大しかつ能力を十分に生かして国のために働けるよう便宜と機会を与えることで、働く女性を保護しなければならない。

第 14 条 6 項 一国は労働者とくに働く女性と未成年者を保護しなければならない。

II. フィリピンの婚姻法

フィリピンは離婚が認められていない数少ない国のひとつである。事実、この会議に出席している国々の中で、離婚が認められていないのはフィリピンだけである。離婚法をつくろうとする試みはいくつもあったが、カトリック教会の強い圧力と伝統的なフィリピン人の考え方のゆえに、立法化は今にいたるまで実現していない。フィリピン女性にとって夫と別れるのは容易なことではない。そのためフィリピン女性はほかのアジアの女性よりも不利な立場におかれている。

A) 私はケソン市に住んでいるが、この地域でもっとも多い民事訴訟は結婚無効訴訟で年間 420 件、ついで結婚気取り消し(婚姻無効の宣告)が 89 件、裁判上の別居が 27 件となっている。ほとんどすべて女性が提訴したものである。1988 年 8 月 3 日、家族法が施行されて以来、結婚無効訴訟が増えている。理由として心理的無能力をあげている場合が多い。結婚は以下の 3 つの場合に解除される。すなわち、(1) 無効宣告ないし結婚の無効、(2) 婚姻取り消しの宣告、(3) 裁判上の別居。

わが国の法律では以下のような結婚を、上述の結婚の無効ないし破棄にあたるとしている。「挙式の時点でいずれの側であれ、基本的な結婚の義務の遂行が心理的に不可能であった場合、無能力が結婚式を挙げた後で判明したとしても、その結婚を無効とする」

家族法が施行された当初は、さまざまな裁判で結婚無効訴訟が心理的無能力を理由にして有利に取り組まれた。単なるアルコール中毒、家族の扶養義務の放棄、性的背信行為、遺棄などが心理的無能力とみなされたのである。しかしながら、最近の最高裁判決は一定の限度を設けている。ルシータ・エストレラ・ヘルナンデス・V・CA 対 マリオ・ヘルナンデス、G.R. の裁判(第 126010 号)で、1999 年 12 月 8 日、最高裁は心理的無能力に基づく結婚無効の基準を以下のように定めた。(a) 心理的無能力の根本原因が医学的、臨床的に明確にできること。(b) 申し立ての中で強く主張されていること。(c) 専門家によって十分証明されること。(d) 裁決で明確に説明されていること。家族法第 36 条では、無能力は身体的な徴候として表れるとしても、あくまで心理的なものでなければならないとしている。双方ないし一方の側が自分がどのような義務を引き受けているか、ないし知っているかわからないほど精神的ないし肉体的に病んでおり、したがってそのことについて正しい判断

を持ってないことを、証拠によって法廷を納得させなければならない。同様の原則の下でこの条項の適用に制限を設けないために、こうした無能力の例をここで挙げる必要はないとはいえ、にもかかわらずこうした根本原因は、心理的病(やまい)として明確にされねばならないし、無能力の性質も十分に説明されねばならない。資格のある精神科医および臨床心理学者が専門家としての証拠を提出することもある。

心理的無能力の解釈が厳密になったことは、とくに下層や中所得階級で結婚の無効化を願う人々にとっては落胆させられることだった。専門家に証言を求めようとすれば、余分な経費がかかるからである。このような裁判では、弁護士だけで10万から20万ペソかかる。

上述の裁判は非常に興味深い。経緯を簡単に追ってみよう。ふたりは1981年に結婚したのだが、マリオはルシータよりも10歳年下だった。カレッジでマリオはルシータの教え子だった。子どもは3人いる。1992年、ルシータは心理的無能力を理由に結婚無効の裁判を起こした。ルシータの申し立てによれば、結婚生活を続ける間、マリオは酒びたりになり、他の女性と不倫関係をもち子どもまでもうけ、さらに別の女性と関係をもったあげくルシータに性感染症をうつし、失業し、就職したと思ったら早期退職したあげく、すべて自分で浪費してしまった。法廷ではこうした行状すべては家族法が企図する心理的無能力と解釈されなかった。これらの行為は人格異常の表れであり、そのために結婚の基本的義務を遂行できないのであって、単に若者らしいハンサムだという意識によるものではないと解釈されたのである。さらに、マリオが基本的な結婚の義務を認識していないことを示す証拠は提出されていないともされた。最高裁はこの裁判で心理的無能力についてきわめて厳しい解釈を示した。結婚無効の宣言を求めたルシータの申し立ては却下された。

B) 裁判で結婚無効が宣言されると、その結婚自体が行われなかったことになる。だが、家族法第40条の規定のゆえに、結婚無効宣言を出す必要がある。この条項によれば、以前の結婚が無効だと最終的決定が下されてはじめて再婚するという目的があれば、以前の結婚の全面的無効を法廷に訴えることができる。

その他の結婚を無効にできる理由として以下があげられる。

1. 両親ないし後見人の同意があっても、当事者のいずれかが18歳以下で行われた結婚。
2. 法的資格をもたない人間によって執り行われた結婚。当事者の一方ないし双方が挙式の責任者について法的資格を持つと誠心から信じていた場合は除く。
3. 第2項の場合を除き、許可なしに執り行われた結婚。
4. 重婚ないし一夫多妻婚。
5. 相手の正体について誤ったまま行われた結婚、および継父と継娘といった近親姦的な結婚。

民法第 85 条では、以下の 6 項目が結婚無効の理由としてあげられている。

1. 双方に親の同意が必要な場合、その同意が得られていない。
2. 再婚相手の配偶者が不在のため、前の結婚がそのまま続いている。
3. 当事者いずれかの精神障害。
4. 当事者いずれかの同意を無効にする詐欺的行為。
5. 当事者いずれかの同意を無効にする暴力ないし威嚇。
6. 性的不能。

しかしながら、家族法で先に述べた条項が定められたため、民法第 85 条は以下のように改正された。

1. 以前の結婚という理由(第 2 項)は削除された。家族法第 42 条で、不在だった配偶者が現れても、二番目の結婚を無効にする必要はない。配偶者が戻ってきたという届けを地元の役所に出すことで、二番目の結婚は自動的に解除されるからである。
2. 民法第 85 条第 5 項に結婚無効の理由として不当な影響力がつけ加えられた。
3. 民法第 85 条の第 6 項が家族法によって修正され、性的不能が絶対的かつ総体的理由となった。
4. 結婚無効の理由として新たに 1 項目加えられた。当事者のいずれかが重い性的感染症にかかっており、回復不能と見られることが判明した場合。

C) 夫婦にとって法的別居が最後の手段となるのは、別居が認められても結婚の絆はそのまま残るからである。したがって、いずれの側も再婚できない。

民法は以下のふたつを別居の根拠としている。

1. 改正民法で定義される妻の密通と夫のめかけ囲い。刑法適用は必要とされない。
2. 一方の配偶者が相手を殺そうとした場合。ここでも刑法適用は必要とされない。

姦通は既婚女性が夫ではない男性と性交することであり、その結婚が結果的に無効となったとしても、その男性は女性が結婚していることを知った上で性交する場合を言う。

家族法は法的別居の根拠を拡大した。現在は以下も法的別居の理由になる。

1. 申立て人、双方の子供ないし申立て人の子供に対し、身体的暴力やひどい虐待が繰り返された場合。

2. 申立て人に対し宗教や政治的立場を変えるよう身体的暴力や精神的圧力によって強要した場合。
3. 申立て人、双方の子供ないし申立て人の子供に対し被控訴人が墮落させ売春をそそのかしたり、あるいはそうした墮落やそそのかしを黙認させようとした場合。
4. 被控訴人に対して、たとえ特赦があっても、最終的には6年以上の禁固刑が言い渡された場合。
5. 被告の側の麻薬常習ないしアルコール中毒の場合。
6. 被告の側がレズビアンないし同性愛者である場合。
7. フィリピン国内であれ海外であれ、被告が、その後重婚を行った場合。
8. 性的不貞ないし逸脱を行った場合。
9. 被告が申立て人の妻を殺そうとした場合。
10. 正当な理由なしに被告が1年以上、申立て人を遺棄した場合。

かつては結婚しようとしているカップルにとって、財産の話はタブーだった。この問題のために結婚が成立しなかった場合が少なくなかった。この国の文化では、夫ないし妻となる人にむかって財産のことをたずねるのは、財産目的で結婚することされたのである。そういう憶測があった。

夫婦で取得したものについてフィリピンの法律は不履行の規則として、夫と妻の財産関係をあつかう規定を定めていた。これは単に、夫婦共有の財産は結婚した時から始まるという意味に過ぎない。結婚前に所有していたものは、夫婦いずれであれ結婚してからその人だけのものとされた。しかし、最近の法律では夫婦の財産は全面的な共有財産として扱われるようになっている。結婚前であれ結婚後であれ男女が取得した財産はすべて、二人のものである。この規定によって婚前協定を受け入れる道がひらけた。今日のフィリピン女性は積極的に社会に参加している。有益な事業や職業についている。以前はそうではなく、フィリピン女性は家庭に閉じ込められていた。全面的に夫に依存していたのである。フィリピン女性が以前よりもお金や財産を持つようになったため、それらを守るすべを学ぶようになった。婚前協定についても、自分の財産を守るためのものならば、決して悪いことではないことを知り、そうした協定を受け入れるようになった。事実、これはその結婚がどうなるにせよ、女性の財産を守ることを意図しているのである。

妻子の扶養も結婚の取り消し、無効、法律上の別居の嘆願になりうる。しかし、これは結婚に関し訴訟を起こしたくない女性が扶養訴訟を起こすにすぎない。扶養義務が認められても、夫が別の家族を養わなければならないのに収入が足りないとか、失業した、あるいは単純に払いたくないため、妻子への支払いを止めてしまったときは、妻は再び裁判に訴えなければならない。いずれにしても、妻はすでに結婚の義務から解放されている。

III. 裁判と女性

1970 年代末になってようやく、最高裁の陪席判事として女性が任命された。現在、最高裁には 3 人の女性判事がいる。控訴裁判所では 10 人である。地方裁判所の女性判事は 125 人、これに対して男性は 635 人いる。首都圏／市町村の裁判所の場合、女性判事は 127 人、男性は 415 人である。法学部で学ぶ学生のほぼ半分は女性である。

IV. 結論と勧告

昔のフィリピンでは女性の社会的地位は非常に低く、奴隷に近い状態だった。しかし、欧米の影響とコミュニティにおける女性の働きが認識されるにつれ、女性の地位も上昇した。政府部内でも女性が高い地位を占め、大統領も女性である。コミュニティ、職業、家族とどこでも女性は積極的役割を演じている。女性は男性とほぼ平等の立場を獲得したといつてよい。とはいえ、いまだに不平等が目立つ状況もある。女性の権利擁護派は、男性の姦通も裁判上の別居の理由として採用されるべきだという。既婚女性が夫以外の男性と性交すれば、姦通となる。男性についても同じであるべきである。つまり、既婚男性が妻以外の女性と性交すれば、男性の姦通となり、裁判上の別居の理由となるべきである。男性側が相手を既婚女性と知っていたことを証明する必要はない。

命を失った原因がセックスであれその他の原因であれ、処罰に区別をつけるべきではない。いずれにしろ殺人である。わが国の法律は次のように定めている。法律上結婚している人間が、他者と性交中のところを配偶者に発見され、その直後ふたりのいずれか、ないし両方を殺した場合、あるいは身体に重傷を負わせた場合は、デスティエロ(追放)の罰に処される。

デスティエロとは、判決で示された場所、ないし指定された範囲内に入ることを許さないという意味である。その範囲は指定された場所から 25 キロ以上、250 キロ以内とされている。

この犯罪に禁固刑が課されていないことが注目される。命を落としたことに対する処罰として軽すぎはしないか。

妻子の扶養は常に別居に伴う問題となる。したがって、政府と NGO は別居後の困窮を助けるため生活プロジェクトを提供すべきである。同様に、男女を問わず子どもが学校に入ったら、親となることの責任を繰り返し教え込むべきである。

結婚をめぐる裁判は、法的条件や厳しい手続きのため判決が下るまでに 1 年も 2 年もかかる。相当の費用をかけて結婚の取り消しや無効、裁判上の別居を勝ちとる困難を緩和するため、手続き上のルールを決めるべきである。準司法的な機関を創設して結婚訴訟を扱うべきである。そこでは書面での証拠のみの提出を求める。当事者の一方が 18 歳以下ないし結婚を執り行う担当者が無認

可の場合の結婚がその理由になる。

教会で結婚式をあげる前にまず民事婚を義務づければ、重婚は避けられる。同様に、これによってさらに正確な結婚統計が得られるだろう。

結婚に関連する法律すべてを再検討する必要がある。あらゆる結婚問題を扱える離婚法を作らすべきである。略式で審理できる理由と、正規の手続きが必要な理由をわけるべきである。

調停制度もあるが、これは扶養と親権の裁判に限られている。他の人と暮らす権利はプライバシーの権利として扱われるべきである。したがって、別居や離婚は当事者の同意で認められるべきである。

法律の職業では、フィリピン女性は男性と同等の立場にたっている。法学部に入るのにジェンダーはまったく要因とはみなされない。しかし、実際には女性弁護士よりも男性弁護士を選ぶ企業がある。そうした企業の広告にそれがはっきり現れている。



ニルマラ・パンディット

エンパワメント・センター専務理事、インド

1. 序論

世界のほぼ全域で、正義を確保することは女性にとって遠い話でしかない。すべての社会、階級、国籍で重荷を負わされているのは圧倒的に女性である。女性は人生をたどる途上でさまざまな形の重荷を背負い、ジェンダーの不平等を体験する。生前からまず性の決定、女の胎児の中絶がある。胎児殺しを生き延びても、健康をないがしろにされ、教育を受けられず、したがって個性を伸ばしたり専門的、社会的技能を取得する機会もほとんどない。伝統も歴史も社会も女性を差別し、インドの場合は個人法がさらにこの見方を助長している。

2. 憲法の女性保護条項

世界人権宣言をはじめ女性差別撤廃条約を含むさまざまな国連文書は国内の法体系や法制定に影響を与えてきた。憲法や制定法の下では差別は禁じられている。インド憲法第14条はすべての男女は政治・社会・経済領域において平等の権利と機会を持つとしている。さらに第15条では、宗教、人種、カースト、性その他に基づく差別を禁止している。第15条3項は国が女性に有利な積極的差別をなしうることを定めた特別条項である。同様に第16条は、公務員の任命についてすべての国民が平等の機会を持つとしている。第39条(a)は、男女ふくめてすべての国民に生計をたてる権利を保障し、第39条(c)は同一労働同一賃金を定めている。第42条は国に対し公正で人道にかなった労働条件と母性保護を保障する規定を作るよう命じている。憲法はさらに第51条A(e)で、女性の尊厳を傷つける慣行を否認している。

立法のガイドラインの下で、インドは女性を差別、暴力、残虐行為から守り、さらに早婚、ダウリー、レイプ、サティ(殉死)といった社会悪を根絶するために、女性に限定された法律や女性関連の法律を制定してきた。平等報酬法(1976)は男女に対し同一労働同一賃金を定めている。1955年に制定され1976年に改正されたヒンドゥー教結婚法は、初潮を迎えていない少女が結婚した場合、床入りを終えていようといまいと、その結婚を否認できるとした。不道德な売買(防止)法は1986年に改正され、男女の性的搾取を裁判にかけうる法律違反とした。1986年に修正されたダウリー禁止法

は、結婚して7年以内に妻が自殺した場合、夫ないし義理の親が罰せられるとしている。妻が残酷な扱いを受けたにちがいないと推定されるからである。この趣旨でインド刑法に新たな犯罪行為が加えられたことになる。児童結婚抑止法(1976)は、少女の結婚年齢を15歳から18歳に、男子を21歳に引き上げ、早婚を法律違反とした。1948年に制定された工場法は1976年に改正され、女性が30人以上雇用されている職場での託児所の設置を義務づけた。妊娠中絶法(1971)は、人道的かつ医学的理由によって資格のある専門家が行う人工中絶を合法化した。刑事訴訟法の改正によって、通常のレイプ事件に対しては7年、保護下のレイプ事件には10年の厳罰が科せられることになった。立証責任は被告に移された。女性の公然猥褻提示(禁止)法(1987)およびサティ(防止)法は、女性の尊厳を守り、女性に対する暴力を防止する目的で制定されたものである。

3. 女性が経験する生きた法律

こうした望ましい法律があるにもかかわらず、女性は法律で保障された権利を享受してはおらず、引き続き社会的に不平等にさらされている。実際に女性がおかれた立場はむしろ悲惨である。先ごろメディアが明らかにしたところでは、インドではレイプが54分おきに、性的からかいは51分おき、性的いたずらは26分おき、ダウリーによる死亡は1000分おきに起こっている。1999年、通報された女性に対する犯罪は1998年より3.3%、1997年より8.4%増加した。数字でみると全インドで通報件数は4296件増えている(内務省全国犯罪記録局「1999年度インドにおける犯罪」参照)。この数は通報された件数だけである。レイプ、誘拐、拷問、性的いたずら、セクシャルハラスメント、少女の輸入、ダウリー禁止法違反などがすべて通報されていないことは周知の事実である。こうした事件を通報すれば社会的烙印を押され、コミュニティから追放されるという恐怖から、人々は通報しようとならない。これによって加害者が野放しになり、さらに女性に対し残虐な行いを加えることは言うまでもない。

1991年の国勢調査によると、インドの人口のうち女性は48.1%を占める。そのうちの60%は今も読み書きができない。こうした状況下で制定法を生きた法律に変えようとするならば、男女間の教育格差をこのまま続けることは許されない。この格差はその他のすべての分野に、また家庭をふくむあらゆる所に反映されているのである。女性は自分には従属的役割を果たすことしかできないと信じこまされている。従順な娘として、すなおな嫁として、愛を注ぐ母親として、貞節ですべてに従う妻として、家族の幸せを第一にするものと思われている。女性は多分、夢や願望や感情や感覚をもった人間以外のあらゆるものなのだろう。

ジェンダーの平等を実現するには、この状況を変える必要があるし、単に法律を通すだけでは変えられるものではなく、法に書かれたこととその精神を本当の意味で実施し、人びとの女性に対す

る態度を変えなければならない。

今日、ほとんどの女性は自分の権利を自覚しておらず、それを主張することもできない。大多数の女性は両親や夫、義理の親、子どもに依存しており、したがって自分の権利について、それを守る方法について知ってはいても、身内から財政的、精神的支援を得ないかぎり費用のかかる裁判手続きに訴えることなどできない。加害者が同じ身内の場合、裁判手続きで支援してもらおうとか、警察に苦情を訴えようなどと思うだけ無駄である。自分の権利を主張すればさらに見下される。悪循環なのである。問題が家族に関連した事柄となると、この悪循環は徹底する。女性は結婚するものと決まっており、どこか途方もなく悪いところでもない限り独身を通すとか自立する道は選べない。夫や義理の親が虐待を加え、命を脅かされ正気を失いそうになっても、結婚生活で幸せを見つけるべきだとされているのである。

4. 結婚にからんで出会う不正義

インドでは結婚に関する事柄は個人法で扱われる。ヒンドゥー教、イスラム教、パールシー教、キリスト教など各宗教に基づく個別法が結婚問題を規定しているのである。すなわち、ヒンドゥー教結婚法(1955)、特別結婚法(1954)、ヒンドゥー教養子縁組・扶養法(1956)、パールシー教結婚・相続法(1936)、キリスト者結婚法(1872)、結婚と離婚に関するイスラム教結婚法(1939)、ヒンドゥー教未成年・後見法(1956)などである。

こうした法律には固有の差別的条項がある。イスラム法の下では、夫は一方的に妻を離縁できるが、妻は一方的に夫と離縁できない。女性の財産相続分が男性より少ないのは、イスラム法もパールシー法も変らない。ヒンドゥー教の女性は相続財産共有には入れない。分割されていないヒンドゥー教徒の家庭に生まれた男性は、他の男性と対等に財産所有権を取得する。

家庭と家族を作るためにのみ存在するとされる女性は、虐待を伴う結婚のくびきを破る勇氣は持てない。自分に自信がもてず、将来の見通もなく、自分の足で立った経験もなければ自分で物事を決めたこともない。夫に従属し経済的に依存していれば、家を追い出され、子どもも奪われ、住むところもなく困窮することを恐れる。夫に扶養をもとめざるをえないが、大半の夫は扶養の責任を果たす用意がない。当事者を助けている弁護士ですら誤った道に導き、顧客に対し妻子への生活費支払いを逃れるよう助言する。女性が警察や裁判所など外部に助けを求めようと決心すると、女性に挑戦状をつきつけられたと思うのが男性心理なのである。残念ながら、警察や裁判所も女性が住む社会の一部であり、腐敗、無関心、無理解などなどに満ちている。もちろん、法律家の中にも勇敢な人はいて、この国の法律の歴史をつくり、法の条分と精神をその通り実践することに心傾けてきた。

以下で離婚、子どもの扶養と後見といった結婚にまつわるいくつかの領域を見てみたい。こうした領域は女性の身体、感情、道徳に大きなマイナスの影響をおよぼし、心理的に深刻な傷跡をのこしやすいのである。

a. 離婚

結婚が破綻して取り返しがつかなくなると、夫と妻は結婚関係に終止符を打つことができる。これは相互の合意あるいは裁判所で争いその裁定によって可能である。個人法では離婚を求める条件として一定の理由を定めている。こうした理由や離婚を宣言する方法はそれぞれの個人法によって、また夫と妻の間で異なる。以下はほとんどの法が離婚を求める理由としてあげているものである。妻が夫の密通、残酷行為に耐えている、2年間遺棄されている。異なる宗教への改宗、伝染性の性病にかかった場合、精神障害、世捨て人になった、配偶者が7年間行方不明になった、重婚など。離婚はどの点からも当事者や子どもにとってトラウマとなる経験である。

b. 扶養

結婚が破綻したり離婚手続きが始まると、女性はまず生活問題に直面する。ほとんどの結婚法には扶養家族である配偶者の扶養条項がある。ヒンドゥー教結婚法(1955)には暫定的扶養料の規定まである(s.24)。第25項では、裁判所は永続的離婚手当てと扶養料支払い命令を出せるとしている。特別結婚法(1954)、パールシー教結婚・離婚法(1936)、インド離婚法(1869)にも同様の条項がある。ヒンドゥー教徒養子縁組・扶養法(1956)は、妻と子どもが夫に扶養料を請求することを認め、夫が支払いに応じない場合は夫とその家族の所有財産を差し押さえることもあるとしている。これに加えて、刑事訴訟手続き法(1908)の第125項の下で、女性は夫を告訴して扶養料を請求することができる。しかしながら、この項では請求額に基づいた裁判費用がかかるため、とくに生計手段を持たない女性にとっては禁じられたと同じであり、救済という目的にも反する。

(離婚後の保護に関する)イスラム教女性法(1986)では、離婚した妻が夫に扶養料を請求できるとしている。しかし、これは離婚後3ヶ月という限定つきである。

配偶者とその家族、社会、裁判所はいずれも離婚した妻の扶養について好意的態度をとっているとはいえない。配偶者は疎遠になってしまい、結婚の義務を果たさなくなった妻を扶養するという余計な重荷を背負いこむ用意はない。離婚を求めた妻は家族に汚名を着せたのであり、しかもたいていの場合子どもまで連れていってしまう。一端結婚に終止符が打たれば、配偶者どうしは互いに何の責任もないという考え方が社会的に出来あがっているのである。妻に生活能力がないならば、離婚を求めたり子どもの養育権も求める権利はないというのが一般的態度である。

離婚手続きが終了するまでの訴訟中の扶養について、裁判所が定めないことが多く、妻の苦痛はさらに増す。通常、妻は夫に扶養される権利があり、夫は妻を扶養する法的義務がある。

イギリスでは夫の意思に反しても結婚生活を送った家に留まる妻の権利が十分確立している。インドの場合は結婚による共同財産が制定法ないし司法で認められていない。同様に、結婚で得た財産という概念がアメリカのように発達していない。アメリカの場合は結婚している間に取得した財産は当事者間で平等に分配される。それぞれの側がどれだけ貢献したかに加え、結婚年数、当事者の年齢と健康、収益能力、職の技能、後見人である親の必要などがこれに加味される。

c. 子どもの後見

後見の権利および被後見人法第25項の下で、父親ないし後見人は子どもを後見する絶対的権利を持つ。伝統的に、父親の権利が優先するため、父親の後見権は子どもの福利にすら取って代わる。後見権が父親から奪われるようなことがあれば、子どもは逮捕され父親の許に返される。ヒンドゥー教徒未成年・後見法の下では、母親には15歳以下の子どもの後見権のみが認められている。この規定は母親に対し限定され権利のみを認めている。しかし、父親はこの問題で争い、母親が不適任であることを立証してこの限定された権利を奪うことができるのである。

母親が子どもの面倒を見るのが自然であることは、裁判所の宣言で確立している。子どもの後見権を奪われるのは女性にとってトラウマとなり、自然と現実と反するだけでなく、子どもの福利にも反する。単に財政的に安定していれば子どもを後見できる理由になるわけではない。母親が子どもと自分の生活を財政的に支えられなければ、子どもが母親と一緒にいる間は扶養するのが父親の法的責任である。進歩的な法解釈は、裁判所が働く母親に後見権を認めるよう奨励している。仕事が終われば子どもは母親と一緒にいられるからである。母親が子どものそばにいただけで他に何もせず、しかも扶養料は永遠に支払われないことを予想し、母親が自分で責任をとって自立することをすすめるのが裁判所の役割だとしたら、それは逆行でしかないだろう。

5. 家庭裁判所

女性団体が結婚問題を扱う総合的サービスを要求した結果、あらゆる種類の家庭問題を扱う家庭裁判所が設立された。この裁判所は一定の地理的な裁判管轄区内のいくつかの市でつくられた。家族裁判所法の主な目的は以下の通りである。

- i. 結婚制度を守ること
- ii. 家庭紛争に対し、通常の敵対する訴訟手続きではなく和解に重きをおいて解決をはかること

この法律は両刃の剣であることが証明された。個人的レベルでは、自分の主張を押し通したいという思い(家庭裁判所の手続きから仲裁役の弁護士を排除したいという願いをもって)、裁判所は結婚

制度を守るため当事者どうしに和解をすすめ、女性の側に相手の言い分を受け入れるよう圧力をかける。大多数の女性は自分の権利も法的手続きも知らないため、自分の主張を通すことが家庭裁判所で結婚問題の裁きを求める際の妨げになることが実証済みである。しかし、家庭裁判所の判事はほどなくしてこうした裁判で弁護士の出廷を阻止できないことを自覚した。この法律で手続きと証拠の規則は簡素化されたとはいえ、込み入った裁判手続きを理解し依頼人に説明できる弁護士がいなければ、適切な裁きは行えない。専門的な手続きを簡素化した理由は法廷での審理を迅速かつ人道的に行うためである。この法律によって裁判所は医療や福祉団体の援助を求めることができ、かつ当事者が望めば判事の私室で審理を行えるようになった。当事者は判事が審問する前に弁護士に会う。こうした過程を取ることで、結婚問題を抱える当事者の和解を促進できると考えられている。しかし、弁護士が当事者を誤った方向に導き、立場が弱い当事者に強い相手の言うとおりにするよう脅す場合が多いことが観察される。関係が冷めてしまった当事者がごく普通の会話すらできなくなってしまう状況もある。双方とも必ず弁護士に会い、当事者どうしで和解できるよう時間をかけることにこだわると、そのために費やされる時間が結婚問題からくる精神的苦痛をさらに増す結果になりやすい。

6. 家庭裁判所制度で正しい裁きを行うための提案

こうした裁判所は1989年以降設立されている。この裁判所で働く弁護士もここでの救済を求める当事者も、この家庭裁判所制度によって利益と不利益の両方を経験してきた。これまで家庭裁判所の実績について包括的かつ科学的調査は行われていない。この制度をいかに、結婚問題を抱える当事者に適切な裁定を下すため、いくつか提案をしたい。

a. 結婚で得た財産に対する権利

夫婦の財産という概念を十分に研究し、現在の状況に見合った適切な概念にすべきである。夫婦それぞれが結婚生活にどれだけ貢献したかを評価するため、新たな手段を開発する必要がある。家族がもっとも必要とする財政的支援、あるいは子どもと一緒に子育てをしたという点での質的貢献、節約をむねとした家政や将来のための貯蓄といった面での貢献など、全体的かつ包括的な見方をすれば、配偶者の貢献度についての理解を深められるだろう。妻が所得をもたらす仕事についていなくても、一人で家政をきりもりして家族の貯蓄を増やした場合、その妻にどの程度の手当を払うべきかを評価する際に配偶者の貢献度として主要な関心事になる。こうした貢献度を正確に測ることはできないが、稼ぎのない配偶者による家族への貢献を評価する助けになることは間違いない。

b. 政治、司法、行政の分野への女性の参加を促す

世界のいたる所で女性は家庭、職場、教育、賃金を得る資格の面で犠牲にされ抑圧されている。ごく少数を覗いて、女性警察官、女性議員、女性判事、女性政治家、女性大臣、女性技術者、女医などは国家権力や実業、専門職におしるしとして参加しているのである。政治、司法、行政の分野に女性が参加しないかぎり、こうした分野はすべて男性が、男性の利益のために支配する場となり、女性は片隅に追いやられるだろう。法律を女性の必要、願望を満たすものとするために、女性は積極的に議員となり、女性の尊厳と権利を守るためにもっともふさわしい法律を成立させなければならない。

法律を制定するだけでは女性に対する正義を保障するには十分ではないことは周知の事実である。女性は自分の権利について自覚し、どうすればその権利を保持し自分を守れるかを知らなければならない。法律は法廷でそれがどう解釈されるかでその範囲が決まる。女性は弁護士としてであれ判事としてであれ、司法の現場に参加するよう励まされるべきである。

制定された法律は施行されてはじめて正義がなされる。法の施行と法廷での裁決や指令は、警察をはじめとする国の行政担当者によって執行される。女性が警察署を動かしているときは必ず、違法行為や犯罪の女性による通報が増える。女性がスタッフとしてそこにいることで、警察はさほど残酷ではないとみなされるのである。女性警官がいれば女性は自信をもって被害者が助けを求めにくることができる。

国は率先して司法その他の公務に女性の参加拡大を促すべきである。インドでは地方議会に女性を30%加えるよう定められている。しかし、国会や立法府に同様の割当てを定めることについては、政治系列にかかわらずこれらの機関に属する男性メンバーから十分な支持が得られていない。女性団体は力を結集して、選挙で選ばれた代表に圧力をかける必要がある。

c. 女性が経験する困難について理解できるよう公務員を訓練し意識化をはかる

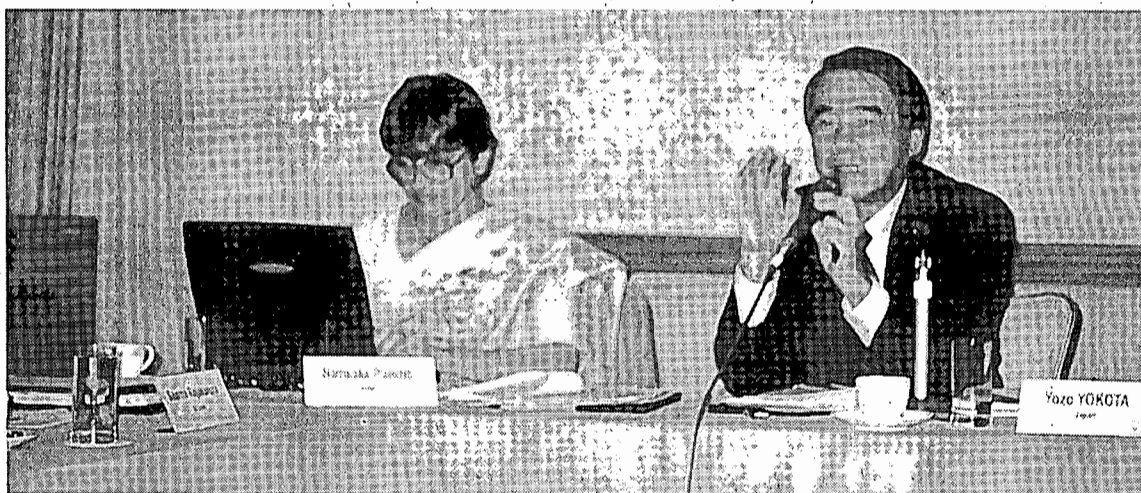
女性の参加が広がり、権利保護のために働く日があるまで、現在いる公務員を訓練し意識を高めることで、女性が家庭、学校、職場で直面している困難をよりよく理解できるようにすることができるだろう。微妙なジェンダーの偏見や差別を理解できるよう、公務員を啓発すべきである。勤務中の訓練にはジェンダーの視点を組み入れるべきである。国内や外国で行われている女性保護の試みを訓練生に見せる必要もある。

d. すべての分野で男女平等を維持するため、法の見直しと改正を行う

国は研究機関、学者、NGOと協力して法の見直しと改正のための研究を行う必要がある。こうした努力については幅広い広報活動を行い、男女ふくめ一般からの提案を歓迎すべきである。

e. メディアに対し男女の不平等を廃絶に向け積極的立場を取り、国内や外国で女性に対して正義が行われた事例に焦点をあてるよう促す。

女性に正義が行われるよう、メディアの積極的立場を奨励すべきである。メディアは人びとの認識を広め、正義が行われないという悪に関し人びとを教育できる。メディアには公共の分野の機能について透明性と説明責任を問うことができる。すべての人に正義を行うための新たな方法の開拓も、メディアに促すこともできるだろう。



マーガレット・ヌグ

香港特別行政区(HKSAR)立法会メンバーおよび香港司法次官

1. 概観

権利が個人にとって意味を持つためには、法律で守られなければならない。これはとくに弱い立場に置かれた個人にあてはまる。本論は香港の女性の弱者としてとくに4つの集団に目を向ける。すなわち、女性労働者、その中の外国人家事手伝い(“FDH”)、家庭内暴力にさらされる女性および女性移民である。いずれの集団であれ、女性は権利を持っているが、その権利は強制できる保護を与えられていない。香港の国内法で守られているとしても、実際には適切な保護が与えられていないことが多いのである。香港は法の支配の下にある。人権は香港の「ミニ憲法」である基本法によって守られている。性的差別はこの国内法の下で違法とされる。したがって、原則と実際の間の溝を最小限にすることが緊急の課題である。

2. 香港の女性

2001年の香港人口調査の結果を見ると、女性は51.02%と、男性の48.97%を上回っている。人口総数は670万8,389人であるから、女性の数は342万3,045人となる(表1)。その中の71万32人ないし20.7%が35歳から44歳である。女性では35-39歳がもっとも多い。

教育レベルで見ると、高等学校まで通った女性がもっとも多い(26.7%)。ついで、大学入試レベルまで行った女性が10%、その先は学位なしのレベルが3.7%、学士取得者が11.5%となっている。男子の場合はそれぞれの種類で25.9%、8.9%、3.8%、13.9%となっている。しかしながら、12%の女性はまったく学校へ行っていないか、幼稚園止まりである。これは男性の4.6%よりかなり上回る。(表2)

15歳以上の女性人口のうち、57.2%が既婚者で、51.6%が働いている(男性は71.9%)。主要な雇用から得る1ヶ月の収入が10,000香港ドルから14,999香港ドル(1,282-1,923米ドル)という層がもっとも多い(26%)。平均収入は男性が1万2000香港ドル、女性が8900香港ドルである。(表3)

職業別で見ると、マネジャーや管理者はいぜん圧倒的に男性が多い(女性6.5%に対し男性は14.1%)。専門職や準専門職では格差は小さく、男性が6.3%と15.6%、女性は4.6%と16.2%となってい

る。(表4)

司法、政府、政治部門では女性はかなり程度参加している。2002 年 1 月現在、女性判事および裁判官の数は合計 30 人で、司法の 30%を占める(表5)。香港特別行政区の立法会では 60 人のうち 11 人(18%)が女性議員である。政府の16部局のうち、女性が長を勤めるものが6部局ある。数の上ではまだ隔たりがあるが、女性の参加による影響が地域にも及んでいることが目につく。ジェンダーが彼女たちの意見や行動に明白な影響を及ぼしているわけではない。しかし、女性がとくに目だって差別されていることはない。問題は地域で暮らすふつうの女性が困難に直面したとき、ジェンダーによってしばしばそれが倍化することである。

3. 女性労働者

香港の労働力は 2001 年の合計で 343 万 7992 人、そのうち 43.31%が女性である。大半の女性は事務職(26.6%)、初歩的職業(26.2%)、準専門職(16.2%)およびサービス労働者や店員(15.7%)として働いている。その反対に、男性の場合は技能および技術関連労働者(16.2%)、準専門職(14.6%)、サービス労働者・店員(14.5%)および初歩的職業(14.3%)の 4 つのグループがもっとも多い。それにマネジャーや管理者という小集団(14.1%)が加わる。

香港特別行政区基本法は労働権を認めている。香港雇用法令は有給休暇、法で定められた祝日、病気欠席、出産休暇、解雇手当、長期勤務支払いなどを含む雇用手当てを定めている。雇用主は妊娠した従業員を解雇することはできない。また、危険かつ有害な重労働につけることも禁じられている。共済基金法は 2000 年に施行された。労働紛争に対処する労働裁定委員会があるが、ここには法的な代表は含まれていない。雇用法令では労働組合を結成し加盟する権利を認めており、労働組合法令はピケの権利を認めている。

上記の法的保護があるにもかかわらず、女性労働者は實際上ほとんど保護されていない。労働組合が一貫して批判している主要な問題は、「4-18」条項である。雇用法令の下では、連続 4 週間、週最低 18 時間の労働で雇用されてはじめて雇用手当ての資格が得られる。そのため女性が 75%を占める日雇い労働者の大半はそこから除外される。¹ 女性が日雇い労働につきがちな要因はいくつもある。2001 年 1 月から 3 月にかけてある労働組合が行った調査²によると、インタビューに答えた女性の 33%が、調査の 2 年前から日雇いで雇用されていたことが判明した。彼女たちは正規雇用よりも臨時雇いを選んだ理由として以下をあげた。家族の世話をしなければならない(51.49%)、年齢差別があるので常勤になるのは難しい(58.91%)、学歴がない(57.43%)、経験がない(30.2%)、正規

¹ 香港家事労働者一般組合

² 香港労働組合連合女性委員会が 2001 年 1 月 - 2 月に行った調査。

雇用につきたくない(15.35%)、家族に対する責任の面で差別がある(13.37%)。したがって、ある一定の差別(年齢、家庭内の立場)が女性の場合とはくにひどく、臨時労働以外に選択の余地が奪われ、「4-18」という雇用手当ての受給資格を得られないことになる。

とくに立場が弱い職業は家事労働者で、實際上すべて女性であり、たいてい雇用主とパートタイム契約を結んでいる。常勤で働いていても、1日数時間しか契約していない。雇用主にとって家事労働者に対する雇用手当て支払い責任を逃れるのは難しくない。

香港の経済不況が続く中で、「4-18」の敷居は雇用主によってますます意図的に利用されつつある。雇用条件を明確に週 17.5 時間と定めている場合もある。

出産休暇および妊娠中の解雇禁止が絵に描いた餅だという不満も強い。女性労働者は届けを出す直前に解雇されるが、妊娠を理由に解雇されたと証明することは難しい。

同様に、労働組合のメンバーに対する不法解雇の禁止も守られていない。2001 年 5 月、立法会で質問に立った労働組合員のレグコ議員に答えて、政府は過去 5 年間に労働組合差別の苦情が 18 件あったことを明らかにした。ところが、一件も起訴されなかった。告訴した側が訴追の証人となることを拒否した事例が 8 件あった。残りの 10 件は、証拠不十分で合理的疑いの余地がないまで立証できないと、検察側がみなしたためである。

さらに、訴訟費用の問題もある。労働調停委員会は時間と費用を節約するため低費用であり、法的代表を入れていない。しかしながら、被雇用者は勝利しても、雇用主が法的観点から上訴すればきびしい板ばさみになる。被雇用者は上訴のための法廷援助もなく、自分の代理である弁護士を持てなければ、上訴して争うことを躊躇するだろう。万一敗訴した場合、自分だけでなく雇用主側の法廷費用も払わざるをえないからである。これは労働調停委員会で認められたことも消してしまう可能性がある。法的援助に関して不満を抱かせる法律が、被雇用者の権利を無効にするように機能しているのである。この問題はジェンダーに特有ではないとしても、女性労働者がすでに直面している不利をさらに増やすものである。

4. 外国人家事労働者 (「FDH」)

2001 年現在、香港で働く外国人家事労働者は総計 23 万 2290 人で、そのうち 98.1%が女性、68%がフィリピンから来ている。インドネシア人とタイ人を加えて、FDH は香港特別行政区に在住する外国人の圧倒的多数を占める。³

過去 20 年、香港で比較的安い賃金で簡単に利用できる FDH は、伝統的に家庭を預かっていた

³ 出展: 女性委員会「女性のための雇用関連サービスと職業訓練計画」2001 年
香港における外国人家事労働者(FDH)の出身国統計(香港入管局)

女性を労働市場に進出させることで、香港経済に計り知れない貢献をしてきたといえる。にもかかわらず、FDH 自身はきわめて弱い立場に置かれている。

法律上では、FDH も香港の労働者とおなじ法的保護を受けている。しかし、「輸入労働力」である FDH だけに義務付けられる法律もある。最低賃金が月に 3670 香港ドル(471 米ドル)であること。これは FDH 自身の権利保護よりむしろ香港の労働市場を守ることが目的である。FDH は雇用主を変えることを禁じられており、雇用契約が終了ないし破綻した場合、2 週間以内に本国に帰らなければならない。

香港経済に貢献しているにもかかわらず、FDH はよくある社会的、人種的差別を受けている。今にいたるまで、香港には人種差別反対の法律は成立していない。雇用主の家に住んでいるが、もともとすし詰め状態のところで寝泊りしている女性が大半を占め、言葉や身体、性的虐待の被害者になることもある。

FDH 組織のひとつが 2001 年 2 月に行った調査⁴によると、言葉による虐待はよくある(23.5%)。言葉による嫌がらせやレイプをふくめ性的虐待は 7.2%を占める。平手打ちや殴打といったさまざまな程度の身体的虐待は 16%である(表 6)。近年、FDH に対する女性雇用主による身体的暴行、男性雇用主によるレイプをめぐる裁判が増え注目を浴びている。自分が世話をしている幼児を FDH が虐待し、致命的結果にいたる事件もある。こうした事件は、FDH が置かれている労働環境が極度の緊張を伴いトラウマを引き起こすことを浮き彫りにしている。

さらに日常的レベルでも、FDH は雇用手当の実施という面で大きな困難を経験している。法的最低賃金を保障されているにもかかわらず、上述の調査では、15.2%がそれ以下しか支払われていなかった。法律では月に 4 日の休日を義務づけている場合、22.1%が 3 日以下しか許されていないと答え、月に一日の休みもない、ないしそれ以下と答えた FDH が 2.2%あった。しかし、FDH の労働状況は、契約破棄をしないかぎり法的救済を求めることは抑制されている。それでも法的救済を求めた場合は、法廷で審理され裁定が下されるまでの間は働くことを許されない。在留の延長が認められたり更新されるとしても、2 週間の規則によって在留が制限される。

FDH は香港の在留資格を取得できず、有権者にもなれない。パートタイムの仕事につくことも法律で禁じられている。香港の労働市場が悪化する中で、FDH に対する目はますますきびしくなっている。すし詰め状態の雇用主の家を出た FDH が他の場所に共同で部屋を借りて通いになる場合もあるが、これに関して在留条件に違反すると攻撃する向きも地域内ではある。

自分たちの利益を代表する組織があることは、FDH の強みである。最近、雇用主協会は現在のデフレにかんがみて、保護主義を目的とする最低賃金法があるにもかかわらず、FDH の賃金引き下げを提案した。FDH 組織はこれに反対するデモを行った。FDH 側の抵抗と地域で彼らに共鳴す

⁴ アジア移民センター、アジア家事労働者組合、フィリピン人融和・貯蓄フォーラム、インドネシア移民労働者組合、タイ女性協会

る人びとの支援によって、提案の受け入れは遅れるかもしれないが、提案そのものは結局受け入れられ実施されるだろう。

5. 家庭内暴力に直面する女性

家庭内暴力を受けている女性が弱い立場に置かれていることは、香港ではよく理解されている。これに応じて、こうした女性を助けることを目的とした NGO もある。⁵

法律と法執行に関するかぎり、この 2 年で注目すべき二つの改善が行われた。ひとつは法改正によって夫婦間レイプが犯罪として明確に規定されたことである。法律問題として、夫が妻をレイプすることがありうるかという問題は、二つの論拠で争われてきた。第 1 に、

結婚している女性は夫に対して性交に同意する義務があり、したがってレイプは不可能であると考えられていたことである。第 2 に、1991 年の裁判 Reg 対 R(3WLR767) でレイプは女性の同意なしに行われた違法の性行為と定義されたが、「違法の」性行為とは「婚外の性交」を意味すると考えられていた。英国上院はどういう関係であれ女性が同意しないことを知っていながら男性が性交した場合はレイプになると断定して、この問題に決着をつけた。立法会は英国上院の決定が同じ効力をもつという観点から、制定法のレイプの定義を改正することが必要か、ないし望ましいかを考えた。結局、夫婦間レイプは犯罪だという理解を促進するという理由で、法改正が望ましいということになった。夫にレイプされた妻はたいてい警察への通報を思いとどまる。妻が必死の思いで届け出に走った時は、重大な犯罪として即座に対処し、「家庭内の問題」として片付けないことがきわめて重要である。さらに、法改正を宣伝すれば、意識を高め、妻は同意する義務があるという夫の誤解を解くことになるだろう。

もうひとつ重要な展開として、離婚手続きを行っている当事者に、別の問題解決法として仲裁制度の利用を薦めることである。司法部が開設した制度だが、最近の報告では仲裁の成功率は 80% に達し、仲裁にしたがって完全な合意に達した割合が 71%、部分的合意に達した割合が 8% であった。⁶ 訴訟よりも調停にかかる利点のひとつは、訴訟につきものの緊張と互いの非難合戦を避け、同意を奨励することになる。調停によって家庭内暴力を引き起こしている要因の一部が取り除かれ、間接的に家庭内暴力は減るだろう。

⁵ 女性を援助している非政府組織の一部として以下があげられる。フェミニズム促進協会、香港女性センター連盟、女性に対する暴力に取組む会、虐待を生き延びた女性の会。とくに家庭内暴力にさらされる女性のための避難所を提供している団体として、NGO が運営するハーモニーハウスやセリーンコート、政府の社会福祉局が運営する女性のためのウェイオンホームがある。

⁶ 2002 年 1 月 14 日、新年度を迎えるに当たっての司法長官の演説。

6. 出稼ぎ女性

1980年代初めから、元々中国本土から香港にきた男性が、中国で結婚して家族を持つようになった。中国の出国政策と香港の入国政策は、女性と子どもが香港で働く男性と合流することを非常に難しくしている。中国当局から「片道許可」とよばれる出国許可を取らなければならない、片道許可で香港へ来ることができた人びとの多数が、固定割当て数の下におかれる。短期訪問の場合は、女性と子どもは香港に来るために「往復許可」を申請することもある。香港にいる間に出産して、そのままそこに留まり、結局「不法在留者(オーバーステイ)」となる女性もある。許可なしの不法在留は犯罪となり、禁固刑の対象となる。夫や子どもに会いたいため許可なしに香港に密入国して、「I.I. (Illegal Immigrant) マザー」(不法移民の母親)となる女性もいる。不法入国は刑事犯罪となる。

1997年7月1日、香港が中国に返還され、基本法が施行されたことで、香港に永住権をもつ両親から(中国を含め)香港以外で生まれた子どもは永住者として、香港に在留する権利が与えられた。永住者の妻および母親についての規定はなにもない。こうした子どもたちが香港に殺到することを恐れた香港特別行政区政府は、彼らの出入国を管理することで実質上入国を制限する法律と政策をただちに採択した。この関連条項の合憲性が、「永住権訴訟」として知られる法廷手続きの場で長期にわたる激しい論議をなり、注目を浴びた。子どもの代理として開かれた裁判の論議では、市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)、(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(ICESCR)、国連子どもの権利条約に含まれる家族の権利、子どもの権利が引用された。

この状況はさまざまな問題や社会的弱者集団を産み出しているが、最近(この7年間に)合法ないし非合法的手段で香港にきた女性集団もその一つである。彼女たちはいたるところで根強い差別にさらされている。地域社会から疎外されており、自身の疎外感も強い。職につく、お金を稼ぐ、友だちをみつけるといったことが非常に難しい。たいていは一家の主要な働き手だが、大半が低所得層に区分けされる。権利保護は事実上、はるか手の届かないところにある。半数以上の女性が中等教育を受けているものの、農村部出身でほとんど教育を受けていない女性も少なくない。どの女性も例外なしに言葉の壁、社会の壁にぶつかっている。つまり、彼女たちが背負う責任は重い上、非常に不利な立場を甘受しているのである。彼女たちの苦境の一端は、法と政府の政策ならびに構造的な失政が作り出したものである。彼女たちは有効な法的保護を受ける資格がある。

移民女性のための公的資金によるプログラムは、どうい適切とは言えない。実際、いくつかの社会組織がこうした女性について小規模のサンプリングに基づき多くの調査・研究を行ってきたものの、包括的調査によって彼女たちの状況を評価する試みはまったく見られない。2000年5月に発表された政府統計によると、この7年間に中国本土から香港に来た女性在留者の数は19万900人、これに対し男性は8万3600人である。⁷ 中国本土出身者で香港在留7年未満という人口の69.6%

⁷ 国勢調査・統計局の情報

が女性、30.4%が男性である。年間で見ると、中国本土から片道許可で香港にきた移民の数は、1998 年が 5 万 039 人、1999 年が 5 万 4625 人、2000 年が 5 万 7530 人となっている。そのうち、香港にいる家族と合流した妻や母親がだいたい 30-40%を占めていると見られる(表7)。したがって、このきわめて立場の弱い集団はこの先ますます増えることが予想される。意味のある支援計画が緊急に求められており、そこには法的救済も含まなければならない。

7. 結論

上述した弱い立場の女性集団は、認められている権利と法律で規定された保護、法的保護の原則と実際の間の矛盾を浮き彫りにする。隔たりが明確になったことで、女性のための法的正義に関心がある人びとができることは多々あることが分かる。一つの行動部門はよりよい立法の促進、つまり、レイプの定義をより明確にする、雇用法令の抜け穴をなくす、といった行動がある。もうひとつは、法的助言を今よりも利用しやすくして、裁判への道を改善することである。この方向に関しては、「コミュニティ法律サービス・センター」の設立が準備中である。⁸ これは女性専門のセンターでも、女性が圧倒的に多いセンターでもないが、コミュニティのさまざまな部門が具体的に直面する困難に留意して、利用しやすいセンターをめざしている。このようなセンターが実現すれば、弱い立場にある女性も締め出されることなる、暖かく迎ええられるだろう。



⁸ アクセスに関するブリティッシュカウンシル会議におけるマーガレット・ヌグの演説。「香港の司法の道」と題し法の未来を述べた。マーガレット・ヌグのオフィスで 2001 年 6 月、研究報告として所収。

LIST OF PARTICIPANTS

Algeria

Ms. Leila Zerrougui Magistrate, Supreme Court, Member of the UN Sub-Commission

India

Dr. Nirmala Pandit Managing Trustee Centre for Empowerment

Malaysia

Ms. Zarizana Abdul Aziz Attorney-at-Law, President of the Women's Crisis Centre

Hong Kong/China

Ms. Hon Margaret Ng Member of the Legislative Council of the HK Special Administrative Region

Sri Lanka

Ms. Saama Rajakaruna Researcher, International Centre for Ethnic Studies

Philippines

Ms. Lita T. Genilo Judge, Regional Trial Court

Japan

Mr. Yozo YOKOTA Professor, Chuo Univ., Member of the UN Sub-Commission 横田 洋三

Mr. Takashi EBASHI Professor, Hosei University 江橋 崇

Ms. Emiko TOMIOKA Attorney-at-Law 富岡恵美子

Ms. Mayumi TANIGUCHI Graduate School, Osaka University 谷口真由美

Ms. Yuriko FUKUSHIMA Graduate School, Osaka University 福島由里子

Staff, Asian Women's Fund

Ms. Mizuho MATSUDA Programme Director 松田 瑞穂

Ms. Tomoko MANAKA General Affairs Section 間 仲 智子

Ms. Eiko SATO Treasurer 佐 藤 榮子

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、1)元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2)国としての率直なお詫びと反省の表明、3)政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業は、2002年以降、順次終了の時期を迎えます。

同時に、武力紛争における女性の人権問題、人身売買およびドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、今日的な女性の人権の問題にかかわることによって、過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その問題の解決のために、以下のような活動に取り組んでいます。

- 女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など
- 女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル4階

TEL : 03-3583-9322/9346 FAX : 03-3583-9321/9347

Home Page : <http://www.awf.or.jp> e-mail : dignity@awf.or.jp